

災害発生時における
大規模な帰宅困難者等の発生への
対策に関するガイドライン

令和8年1月

内閣府(防災担当)

目 次

はじめに	P 1
本ガイドラインの前提	P 3
本ガイドラインにおける用語の定義等	P 5
第1部 大規模地震発生時における帰宅困難者等対策について	P 6
第1章 帰宅困難者等対策協議会の設立	P 6
第2章 一斉帰宅の抑制	P 7
1. 一斉帰宅抑制の基本原則	P 7
2. 企業等における施設内待機	P 7
3. 大規模な集客施設や駅等における利用者保護	P 9
第3章 一時滞在施設の確保	P10
1. 基本的な考え方	P10
2. 一時滞在施設の運営の準備(平時)	P12
3. 一時滞在施設の運営(発災時)	P14
4. 災害時の支援策	P15
5. その他	P16
第4章 帰宅困難者等への情報提供	P17
1. 主体間連携による一連の情報としての情報提供	P17
2. 施設管理者に期待される情報提供のあり方	P17
第5章 駅周辺等における混乱防止	P19
1. 駅前滞留者対策協議会の設立	P19
2. 駅前滞留者対策を講じるべき地域の特性の把握	P19
3. 地域の行動ルールの策定	P20
第6章 帰宅開始場面における新たな混乱発生の防止	P21
1. 分散帰宅の基本原則	P21
2. 一斉帰宅抑制後の帰宅行動指針	P21

第7章 徒歩帰宅者への支援	P24
1. 災害時帰宅支援ステーションの充実	P24
2. 帰宅支援対象道路	P24
第8章 帰宅困難者等の搬送	P25
1. 帰宅困難者等の代替搬送の考え方	P25
2. 特別搬送者を対象とした搬送オペレーションの基本的な考え方	P25
第9章 国民一人一人が実施すべき平時からの取組	P26
第2部 様々な状況下における帰宅困難者等対策の考え方	P27
1. 当該地域において地震の揺れ等による被害が生じていない状況下で 災害に該当するほどの帰宅困難者が発生した場合	P27
2. 大規模な遠地津波の発生を受けて帰宅困難者が発生した場合	P27
3. イベント開催時や大規模集客時において災害に該当するほどの 帰宅困難者が発生した場合	P29
参考資料1 一斉帰宅抑制の基本方針	P30
参考資料2 一斉帰宅抑制における従業員等のための備蓄の考え方	P32
参考資料3 鉄筋コンクリート造用チェックシート 第一次調査の例	P33
参考資料4 帰宅困難者等の対策に関する施設等の概要	P34
参考資料5 一時滞在施設への帰宅困難者の受入に関する協定の基本条項 (ひな形)	P35
参考資料6 一時滞在施設のピクトグラムの例 一時待機場所のピクトグラムの例 災害時帰宅支援ステーションのステッカー・のぼりの例	P38
参考資料7 施設管理者の損害賠償責任について	P39
参考資料8 大規模地震発生時における帰宅困難者等の適切な行動判断 のための情報提供シナリオ	P43
参考資料9 帰宅困難者等に提供すべき情報の種類	P44
参考資料10 一斉帰宅抑制後の帰宅行動指針	P45

はじめに

平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響により、首都圏においては鉄道の多くが運行を停止するとともに、道路において大規模な渋滞が発生するなど、多くの公共交通機関の運行に支障が生じた。地震の発生時刻が平日の日中であったことと相まって、鉄道等を使って通勤・通学している人々の帰宅手段が閉ざされ、結果として、首都圏において約515万人（内閣府推計）に及ぶ帰宅困難者が発生した。

膨大な数の帰宅困難者等への対応は、これまでも中央防災会議等において指摘され、国や地方公共団体等においても対策を進めてきたが、大規模地震による多数の死傷者・避難者が想定される中では、行政機関による「公助」に限界があることから、可能な限り「自助」を前提としつつ「共助」も含めた総合的な対応が不可欠である。したがって、これらへの対応は、国、地方公共団体、民間企業等による個別の取組だけでなく、各機関が連携・協働した取組が重要であり、更に、国民一人ひとりの取組につなげていくことが極めて重要である。

本ガイドラインは、全国に先駆けて帰宅困難者等対策を行うために、官民が連携して「首都直下地震帰宅困難者等対策協議会」を設置し、同協議会において平成24年9月にとりまとめられた最終報告を基に、その後の検討も踏まえ、特に重要と考えられる事項をとりとまとめたものであり、膨大な数の帰宅困難者の発生が想定される大都市圏において、官民が連携して対策の検討を行う際に活用していただくことを目的としている。

本ガイドラインを参考に、国、地方公共団体、民間企業等、更には国民一人ひとりが積極的に帰宅困難者等の対策に取り組むことにより、社会全体における対策の底上げがなされることを期待するものである。

平成27年3月

東日本大震災の発生から10有余年が経過し、社会状況の変化等を踏まえて「首都直下地震帰宅困難者等対策検討委員会」がとりまとめた「帰宅困難者等対策に関する今後の対応方針」に基づき、官民が連携して行った具体施策に関する検討内容を踏まえ、本ガイドラインを一部改正する。

これまでの対策に、それぞれの主体が発信する情報が一連の情報を形成することの必要性の視点、及び混乱収拾後の帰宅開始場面における新たな混乱の発生防止の視点等を追加し、帰宅困難者等対策の実効性の向上に資することを期待するものである。

令和6年7月

首都直下地震等の大規模地震発生時には、1都4県で最大約 840 万人の帰宅困難者が発生し、そのうち約 250 万人が高齢者や障害者等の要配慮者であると推計（首都直下地震対策検討ワーキンググループ報告書（令和7年 12 月））されるなど、帰宅困難者対策の必要性が高まっている。

また、近年の社会情勢の変化等により、日常生活等への影響を減らし、より安全性を高めるため、平時からの「事前防災」の徹底を力強く後押しする社会の構築が求められている。

ハード対策・ソフト対策を効果的に組み合わせ、国民一人一人が担い手となるとともに、地域や職場、施設等における共助の力を高め合い、災害から命を守り抜き安心して暮らせる社会を築いていくことが重要である。加えて、災害発生時には、落ち着いて行動し、帰宅困難者同士が状況に応じて協力し合うことが、円滑な対応と安全の確保につながる。

これまで本ガイドラインは、大規模地震発生時に多数の帰宅困難者が生じることを想定し、行政機関、事業者、住民等が連携して取り組むべき基本的事項を示してきた。今回、ガイドラインの名称を「災害発生時における大規模な帰宅困難者等の発生への対策に関するガイドライン」に改め、大規模地震発生時だけではなく、様々な状況下における帰宅困難者等対策の考え方についても記載することとした。

大規模地震発生時の帰宅困難者等対策への備えを引き続き進めるとともに、大規模地震発生時以外の要因により帰宅困難者が発生した場合にも、本ガイドラインを参考に帰宅困難者等対策を行い、自助・共助・公助が連携した地域や各事業者の一層の防災力向上を図っていただきたい。

なお、本ガイドラインは現時点での整理をまとめたものであり、今後も、新しい知見の蓄積等があれば、適宜、見直しを図っていくものである。

令和8年1月

本ガイドラインの前提

本ガイドラインは、災害発生時における帰宅困難者等対策の基本的な考え方を示すものであり、大規模地震を主たる想定とする「第1部」と、大規模地震以外の要因により帰宅困難者が発生した場合の対応の考え方を整理した「第2部」の2部構成としている。

なお、大規模地震発生直後においては、建物倒壊や火災等による被害を回避し、まず自らの命を守る行動をとることが最優先となる。また、沿岸部等で津波発生の可能性がある場合には、迅速に高台等へ避難することが必要である。

【第1部に関する前提】

- 大都市圏において、マグニチュード7クラス以上の地震（以下「大規模地震」という。）が平日昼12時に発生し、揺れや火災、津波等により当該大都市圏内の鉄道・地下鉄は少なくとも3日間は運行の停止が見込まれており、郊外と大都市圏とを結ぶ路線は3日間のうちに復旧し、折り返し運転を行う見込みとする。また、ライフライン（電力、通信、上水道、ガス）についても一定の被害が生じていることとする。
- 行政機関等は、発災後3日目まで救命救助活動、消火活動等を中心に対応し、発災4日目以降※に帰宅困難者等の帰宅支援の体制へ移行していくこととする。
※災害の規模や被害の状況によっては、3日目までの間に帰宅支援ができる場合もあるため、4日目以降でないと帰宅させてはならないというものではなく、帰宅支援の移行のタイミングについては、国、都道府県等の関係機関とよく調整した上で、決定する必要がある。
- 政府、都道府県等からは、発災後速やかに、「むやみに移動を開始しない」という一斉帰宅抑制の呼びかけが行われているものとする。
- 本ガイドラインの前提は上記のとおりであるが、大規模地震の発生時刻や曜日、気候や気象条件等により、帰宅困難者等の数や発災時間帯における行動、必要な支援の内容や共助の対応能力等に大きな違いが生じることから、本ガイドラインを基本としつつ臨機応変に対応する必要がある。

【第2部に関する前提】

遠地津波(これに起因する避難指示等を含む。)、暴風、豪雨、積雪、停電、通信障害、大規模事故など、地震以外の要因により交通機関の運行が停止することで、多数の帰宅困難者が発生することも考えられる。

このため、第2部では、こうした状況下において、災害に該当するほどの帰宅困難者等が発生した場合の対応を整理し、これまで大規模地震を前提として整備されてきた体制・取組を基礎としつつ、多様な状況を想定した対策の在り方を示す。なお、酷暑や極寒等、外部環境が極めて厳しい場合においても、帰宅困難者の安全確保を最優先とした対応が求められる。

なお、災害発生時以外の何らかの要因により、多くの公共交通機関の運行に支障が生じた場合においても、本ガイドラインを参考にすることが考えられる。

本ガイドラインにおける用語の定義等

本ガイドラインにおける用語の定義等は、次のとおりとする。

(1) 帰宅困難者

災害発生時に外出している者のうち、通常利用している交通手段が使えなくなることによる帰宅断念者（自宅が遠距離にあること等により帰宅できない人）と遠距離徒歩帰宅者（遠距離を徒歩で帰宅する人）の総称をいう。なお、一斉帰宅抑制に協力するため、勤務先や学校、一時滞在施設等にとどまることとした者を含む。

また、「帰宅困難者」に加え、情報提供・誘導等の対象となる近距離徒歩帰宅者（近距離を徒歩で帰宅する人）と併せて「帰宅困難者等」という。

(2) 行き場のない帰宅困難者

帰宅困難者のうち、勤務先や学校など帰宅が可能になるまで安全に待機できる場所がない者をいう。なお、待機できる場所が被災等により使用できなくなった場合は、行き場のない帰宅困難者に該当する。

（例：観光客、買い物客、通学している学校の校舎等が被災した児童・生徒等）

(3) 一時滞在施設

行き場のない帰宅困難者等を一時的に受け入れる施設をいう。

(4) 一時待機場所

帰宅困難者等が、一時滞在施設が開設されるまで一時的に待機する場所をいう。

（例：広場、公園などのオープンスペース）

(5) 災害時帰宅支援ステーション

災害時（発災3日後目途）に、徒歩帰宅者に対し、水道水、トイレ、沿道情報等の提供、休憩の場の提供を行い、徒歩帰宅者が円滑に帰宅できるよう可能な範囲で支援を行う施設をいう。

（例：コンビニエンスストア、ガソリンスタンド）

第1部 大規模地震発生時における帰宅困難者等対策について

第1章 帰宅困難者等対策協議会の設立

膨大な数の帰宅困難者に対応していくためには、国、地方公共団体、民間事業者等の個別の取組では限界があることから、これら関係機関が連携して対応を検討し、情報を共有する体制が必須である。このため、本ガイドラインにおいては、各都市圏で関係機関が参画した協議会形式で検討を進めることを推奨する。

1. 帰宅困難者等対策協議会の参加団体

想定される参加団体は、①国の関係機関、②都道府県、③市町村（特別区を含む。以下同じ。）、④警察・消防、⑤報道機関、⑥通信事業者団体、⑦交通事業者団体、⑧経済団体、⑨小売業者団体、⑩災害救護団体等が考えられる。

2. 帰宅困難者等対策協議会の運営

参加団体の名簿管理、協議会の運営（資料作成、司会進行）、協議会の開催連絡、訓練の企画立案等については、都道府県又は市町村のいずれかが事務局となるか、都道府県と市町村が共同事務局となって実施することが基本である。

各種取組については、参加団体で協議・決定し、役割を分担することが重要である。

第2章 一斉帰宅の抑制

1. 一斉帰宅抑制の基本原則(参考資料1)

大規模地震発生時には、救命・救助活動、消火活動、緊急輸送活動等の応急活動を迅速・円滑に行う必要がある。このため、救命・救助、消火活動等に従事する緊急車両の円滑な通行を確保し、災害応急対策を的確に進めることを目的として、送迎のための自家用車利用等に対する交通規制が実施される。公共交通機関が停止すると、自家用車で送迎や帰宅を試みる人が増え、道路の混雑が著しくなり、緊急輸送活動等への影響が大きくなるおそれがある。

さらに、公共交通機関が止まっている状況で、多くの帰宅困難者が徒歩で一斉に帰宅を始めると、緊急車両の通行を妨げ、応急活動に支障をきたすことが懸念される。

こうした混乱を回避するとともに、帰宅困難者自身の安全を確保することも重要である。例えば、企業等においては従業員等の安全の確保を図るため、従業員等を施設内に待機させることが求められる。

このため、大規模地震発生時には、「むやみに移動を開始しない」という一斉帰宅抑制の基本原則を徹底することが不可欠である。具体的には、企業等における従業員等の施設内待機やそのための備蓄の推進、一時滞在施設の確保、家族等との安否確認手段の確保等の取組を進めていく必要がある。

2. 企業等における施設内待機

(1) 企業等における対応

平時

- ① 企業等における施設内待機の計画策定と従業員等への周知
- ② 企業等における施設内待機のための備蓄(参考資料2)
 - ・ 備蓄品の保管場所の分散や従業員等への配布を検討する
 - ・ 備蓄量の目安は3日分とするが、3日分以上の備蓄についても検討する
 - ・ 外部の帰宅困難者(来客者等)のために、例えば、10%程度の量を余分に備蓄する
- ③ 平時からの施設の安全確保
 - ・ オフィスの家具類の転倒等の防止や、ガラス飛散の防止対策等に努める
 - ・ 地震発生時の建物内の安全点検のためのチェックシート^{※1}を作成する
 - ・ 地震発生時や待機中の火災発生のおそれについても想定すべきである
- ※1 チェックシートは、「大規模地震発生直後における施設管理者等による建物の緊急点検に係る指針」(平成27年2月内閣府(防災担当))を参考にするとよい。(参考資料3)
- ④ 従業員等への安否確認手段、従業員等と家族との安否確認手段の確保
- ⑤ 帰宅時間が集中しないような地域・施設ごとの帰宅ルールの設定

⑥年 1 回以上の実動訓練や図上訓練等による定期的な手順の確認と改善

発災時

①従業員等の施設内待機

- ・従業員等が安全点検のチェックシート等に基づき施設の安全を確認する
- ・災害関連情報等を入手し、周辺の火災状況等を確認し、従業員等を施設内又は他の安全な場所に待機させる
- ・来所者についても、従業員等に準じて、施設内又は他の安全な場所で待機させるようにする

②施設内に待機できない場合の対応

- ・建物や周辺が安全でない場合、一時滞在施設※²等へ従業員等を案内又は誘導する

※2 一時滞在施設、災害時帰宅支援ステーションの施設の概要については、参考資料4を参照

混乱収拾時以降

①帰宅開始の判断

- ・行政や関係機関からの情報等により、安全に帰宅できることを確認する
- ・確認後、あらかじめ定めたルール等に基づいて従業員等を帰宅させる

(2)行政機関の取組

平時

①企業等への情報提供体制の確保

②災害時帰宅支援ステーション※²等の帰宅支援体制の確保

発災時

①一斉帰宅抑制の呼びかけと企業等に対する災害関連情報等の提供

混乱収拾時以降

①帰宅支援情報の提供等による帰宅支援の実施

(3)学校等における児童・生徒等の安全確保

- ・学校、保育施設等は、平時より、所管部局及び防災部局と連携し、保護者等が帰宅困難者となるおそれがあることを踏まえ、保護者等との連絡体制を構築しておく
- ・特に、児童・生徒等の安全確保及び保護者等への引渡し方法等について検討する

なお、引渡しの時期や方法については、施設の立地条件、規模及び安全性、施設職員の確保状況等に加え、保護者の移動距離、保護者以外への引渡しの可能性等も勘案して検討することが望ましい

- ・発災時には、保護者等との連絡を取り、施設内又は他の安全な場所での待機等の児童・生徒等の安全確保のために必要な措置を講じる

3. 大規模な集客施設※³や駅等における利用者※⁴保護

※³ 施設規模等は明示しないが、多くの利用者が訪れる施設は利用者の保護を行うことが望ましい。

※⁴ 当該施設及び施設内のサービスを利用することを主たる目的として訪れた者のことであり、発災後に一時避難等を目的として当該施設を訪れた者は含まない。

◇事業者における対応

平時

- ①利用者保護に関する事業所防災計画の策定と従業員等への周知
- ②利用者保護の内容
 - ・発災直後の施設内待機、他の安全な場所への案内・誘導
 - ・施設の特性や状況に応じ、高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、小中学生、外国人等の要配慮者が必要とする物資等の備え
- ③施設の安全確保
 - ・耐震診断・耐震改修や家具類の転倒防止対策等の施設の安全確保
 - ・施設の安全点検のためのチェックシートの作成と訓練
 - ・地震発生時や待機中の火災発生のおそれについても想定する
- ④利用者保護のための備蓄
 - ・施設の特性や実情に応じて、利用者の保護に必要な水や毛布等を備えておくことが望ましい
- ⑤年1回以上の実動訓練や図上訓練等による定期的な手順の確認と改善

発災時

- ①施設の安全性の確認、利用者の施設内や安全な場所での保護
- ②利用者の一時滞在施設への誘導等
 - ・当該施設が自ら一時滞在施設になることが望ましい
 - ・当該施設が安全でない場合は、事業者が一時滞在施設等へ利用者を誘導する
- ③要配慮者への対応
 - ・市町村や関係機関と連携し、あらかじめ定めた手順等にもとづき、要配慮者に対応する
- ④利用者に対する情報提供
 - ・平時からの利用者属性を踏まえ、やさしい日本語や多言語で災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を利用者に提供する

第3章 一時滞在施設の確保

1. 基本的な考え方

(1)対象施設

- ・一時滞在施設の対象となる施設は、地方公共団体から帰宅困難者等を一時的に受け入れることについての指定を受けるか、又は協定を締結した施設の全部又は一部の区域を基本とする

(2)開設期間、広さ

- ・受け入れた帰宅困難者等が安全に帰宅開始できるまでの間、原則として発災後72時間（3日間）の運営を標準とする（開設期間はあくまで目安であり、発災時の対応は施設や周辺の状況、協定の内容等によって異なることに留意が必要）
- ・帰宅困難者等の受入は、床面積約3.3㎡当たり2人の収容（必要な通路等の面積は算入しない）を目安とする

(3)施設管理者の役割

- ・施設管理者は、災害発生時の状況に応じて、可能な範囲で以下の支援を行うとともに、必要に応じ、受入者へ施設運営の協力を要請する
 - ①施設の安全を確認した後、受入スペースに帰宅困難者を速やかに受け入れる
 - ②水や食料、毛布等の支援物資を配布する
また、社会環境の変化を踏まえ、滞在者が災害に関する情報を取得できるよう、モバイルバッテリーや電源の提供等についても可能な範囲で対応することが望ましい
 - ③トイレやごみの処理等の施設の衛生管理を行う
 - ④周辺の被害状況や道路、鉄道の運行状況等の情報収集及び施設滞在者に対する情報提供を行う

(4)要配慮者への対応

- ・市町村や関係機関と連携し、高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、遠距離通学の小中学生、外国人等の要配慮者に特に配慮する

(5)地方公共団体、国及び事業者の役割分担

- ・地方公共団体、国及び事業者は、共助の観点で、互いに協力して一時滞在施設の確保を進める
- ・都道府県は、自ら所有・管理する施設を一時滞在施設として指定するとともに、広域的な立場から、事業者団体に対して、一時滞在施設の提供について協力を求める
- ・市町村は、自ら所有・管理する施設を一時滞在施設として指定するとともに、地元の事業者等に協力を求め、民間施設に対して一時滞在施設の提供に関する協定を締結するよう要請する（参考資料5）
- ・国は、自ら所有・管理する施設について、受入可能な場合は、自主的に又は地方公共団体からの要請を受け、一時滞在施設として帰宅困難者等を受け入れる

- ・事業者や学校等は、地方公共団体の要請に応じて、管理する施設を一時滞在施設として提供することを検討し、受入可能な場合は、市町村と協定を締結する
- ・事業者団体は、加盟事業者に対して、それぞれが管理する施設を一時滞在施設として提供することについて協力依頼を行う
- ・国及び地方公共団体は、一時滞在施設の運営に当たり事業者等に何らかの問題が発生した場合、事業者等の要請に応じて、当該事業者等に協力して対応する

(6)一時滞在施設の情報

- ・一時滞在施設として確保した施設の名称や所在地等は、原則として公表するが、民間施設等の施設管理者が希望する場合には、非公表とすることができる
- ・民間施設等で施設管理者が非公表を希望した場合でも、発災時は施設への誘導のために公表を前提とし、その際、行政機関や駅前滞留者対策協議会等の関係機関において情報共有を行う

※一時滞在施設の外にいる人が分かるよう当該施設が一時滞在施設であることを入り口に示したり、ピクトグラムを用いて地図等に分かりやすく表示したりすることも有効である（参考資料6）。

また、スマートフォンアプリやウェブサイト等を活用し、一時滞在施設の名称や所在地、開設状況等の情報を、地図表示を含めて提供することも有効である。

2. 一時滞在施設の運営の準備(平時)

(1) 運営計画及び運営体制の取決め

・施設管理者は、運営計画又は防災計画を作成し、運営体制に関する次の点を定めておくことが必要である

- ①施設内における受入場所
- ②受入定員
- ③運営要員の確保
- ④関係機関との連絡の手順
- ⑤帰宅困難者の受入の手順
- ⑥施設滞在者への情報提供の手順
- ⑦備蓄品の配布手順
- ⑧要配慮者への対応
- ⑨セキュリティ・警備体制の構築

・受入場所の選定に際しては、余震等の可能性を考慮して、天井部等から物が落下するおそれのある場所を避けることが重要である(平成26年4月1日に施行された建築基準法施行令において、特定天井(脱落によって重大な危害を生ずるおそれがあるものとして国土交通大臣が定める天井をいう。)の脱落防止措置が定められており、改正規定が適用される天井は脱落防止措置を講じる必要がある)

・受入場所については、暗がりの部屋、入り組んだ場所のように管理が行き届かない場所を避け、防犯面についても配慮しておくことが重要である。

(2) 受入のための環境整備

・災害発生時の建物内の点検箇所(受入のための安全確保という観点から、建物の構造部だけでなく、天井や天井設置設備等も重要となる。)をあらかじめ定めておくとともに、安全点検のためのチェックシートを作成する(チェックシートは、「大規模地震発生直後における施設管理者等による建物の緊急点検に係る指針(平成27年2月内閣府(防災担当))」を参考とするとよい(参考資料3))

・特に民間施設の場合、受入者に対し、受入時に受入条件を承諾のうえ利用してもらうため、受入条件の掲示や、受入条件に承諾したことを示す署名ができるよう、書面・帳票を準備しておく

【受入条件の内容】

- i. 共助の観点から施設管理者が善意で施設を提供・開設していることや停電の中で運営せざるを得ない場合があること等を理解していること
- ii. 施設滞在者は施設管理者の指示に従うこと、また指示に従わない場合には一時滞在施設からの退去を要求する場合があること
- iii. 一時滞在施設は、災害時に共助の観点から善意で開設されたものであるため、施設内における事故等(建物・施設の瑕疵による事故を含む)については、施設管理者は故意又は重過失がない限り責任を負わないこと
- iv. 施設滞在者が自らの体調を崩す場合や、インフルエンザ等の感染症に感染する場合についても、施設管理者は故意又は重過失がない限り責任を負わないこと
- v. 施設滞在者の所持する物品は基本的に預からないこと、また、やむを得ず預かる場合でも、故意又は重過失がある場合を除き、破損や紛失の責任を負わないこと
- vi. 余震、延焼、電力途絶等の影響で建物の安全性や周辺状況に変化が生じた場合、施設管理者の判断により、急きょ閉鎖するおそれがあること
- vii. 施設を閉鎖する場合等において、施設管理者又は行政から全員又は一部の施設滞在者へ移動の指示があった場合には、その指示に従うこと
- viii. 負傷者の治療はできないことや、備蓄品に限りがあり食料等の配布ができない場合があることなど、施設において対応できない事項があることを理解していること

等

- ・地震発生時や待機中の火災発生のおそれについても想定すべきである
- ・事後に災害救助法(昭和22年法律第118号)による費用の支弁を地方公共団体に求めようとする場合には、地方公共団体の避難所運営基準等に準じて、必要な書類・帳票等を一時滞在施設に整備し、保存しておくこと
- ・帰宅困難者の受入に必要な水、食料、毛布、ブランケット、簡易トイレ等の物資の備蓄に努める
- ・地方公共団体等の防災関係者連絡先一覧を事前に作成する

※議場や庁舎、社員食堂など平時において関係者以外の立入りを制限している区域を一時滞在施設として活用する場合には、事前に指揮命令系統を明確にし、運用方法を関係者間で共有をしておくことが望ましい

(3)年1回以上の実動訓練や図上訓練等による定期的な手順の確認と改善

災害発生時に円滑な運営を行うためには、年1回以上の実動訓練や図上訓練等を行うほか、平時や交通機関の遮断などにより比較的小規模な帰宅困難者が発生した場合等において、実際に施設を開設・運営することで、体制や資器材等について課題がないかを確認し、必要に応じて改善しておくことが有効である。

3. 一時滞在施設の運営(発災時)

(1)開設の判断

- ・施設管理者は、発災後、安全点検のためのチェックシート等に基づき点検を行い、地方公共団体・その他関係機関からの要請や、災害関連情報等による周辺状況を踏まえ、一時滞在施設を開設するか否かを判断する。
- ・一時滞在施設として開設した場合(一部スペースの開設を含む。)、また、一時滞在施設として開設後収容可能人員に達し新たな受入を停止する場合、速やかにその旨を掲示し、協定締結先の市町村に報告する。
- ・施設管理者が了承した場合、広く帰宅困難者等に一時滞在施設を開設したことを周知する。
- ・地方公共団体からの要請等がない場合や、あらかじめ一時滞在施設として位置付けられていない施設であっても、施設の安全性を確認した上で、状況に応じて施設管理者の判断により開設を検討するなど、柔軟に対応することが望ましい。

(2)発災直後から一時滞在施設開設まで(発災直後から概ね6時間後まで)

- ①一時滞在施設を開設するまでの間、帰宅困難者等は一時待機場所とも呼ばれる広場等に移動する。
- ②建物内の被害状況の把握や安全点検のためのチェックシートによる施設の安全性の確認を行う。
また、地震発生時や滞在中の火災発生のおそれについても想定すべきである。
- ③施設内の受入スペース、女性専用スペース、要配慮者スペース※、運営要員専用スペース及び立入禁止区域(危険箇所や事務室等)等を設定する。
※要配慮者スペースについては別室を確保することが望ましい。
- ④受入場所の選定に際しては、余震等の可能性を考慮して、滞行者が負傷しないよう、天井部等から物が落下するおそれのある場所を避けることが重要である。
- ⑤従業員等による運営組織の編成、備蓄や設備の確認等の運営準備を行う。
なお、発災時には、施設滞行者同士や従業員等が互いに協力し合い、共助の観点から施設運営を支えることも有効である。
- ⑥一時滞在施設であることを表示する。その際、施設外部から確認できる場所に表示することが望ましい。
なお、平時において関係者以外の立入りを制限している区域を有する施設において一時滞在施設を開設する場合には、施設の安全管理やセキュリティを維持しつつ、滞行者が安全に施設を利用できるよう、出入口の管理や立入可能区域・動線の設定等に配慮することが重要である。
また、警備員や施設管理業者等に対しても、一時滞在施設として開設している旨を共有し、来訪者対応や入退場管理を適切に行えるよう認識の共有を徹底することが望ましい。
- ⑦受入条件の掲示、書類・帳票等を準備する。
- ⑧電話、特設公衆電話、FAX、無線機、Wi-Fi等の通信手段を確保する。

⑨市町村等に一時滞在施設を開設したことを報告する。

(3)帰宅困難者の受入等(概ね12時間後まで)

①帰宅困難者の受入開始、受入者の留意事項への署名等※

※受入に当たって署名等を拒否する者は、受入を拒否してもよい。

②携帯トイレや簡易トイレを使用できる区域の設定等の保健衛生活動

③計画的な備蓄の配布など、水、食料等の供給※

※備蓄食料の提供に当たっては、賞味期限を確認するとともに、賞味期限切れの備蓄食料の提供については慎重に検討し、提供する場合には、その旨の事実を告げることが重要である。

④し尿処理・ごみ処理のルール確立・周知

⑤テレビ、ラジオ、インターネット等での情報の収集及び受入者への伝達

⑥受入可能人数に達した場合の新たな受入の停止、地方公共団体等への報告

(4)一時滞在施設の閉設(概ね4日後以降)

①帰宅支援情報の提供

②一時滞在施設閉設の判断(行政機関からの情報等を踏まえる)

③受入者の帰宅誘導

一定期間を超えてなお滞在する施設滞在者等に対し、退去要請等を行う

④他の避難所への要配慮者の誘導

4. 災害時の支援策

(1)一時滞在施設への情報提供

国及び地方公共団体は、交通機関の復旧情報や道路の被災・復旧に関する情報等、帰宅が可能かどうかの判断が可能な情報を適宜提供する。

(2)一時滞在施設間の調整

地方公共団体は、一時滞在施設からの報告をもとに受入人数や各種物資の過不足を把握し、施設間の調整を行う。また、開設した一時滞在施設にのみ負担がかからないように、開設した一時滞在施設へ支援が行われる仕組みを地域で創設することが重要。

地方公共団体は、受入者の帰宅等により施設の滞在人数が少数となったときは、他の一時滞在施設に移動させるなど、一時滞在施設の早期閉設を支援する。

(3)施設滞在者への退去要請

一時滞在施設の開設期間は、原則として72時間(3日間)としていることから、地方公共団体は、施設管理者の要請に基づき、一定期間を超えてなお滞在する施設滞在者等に対する退去要請等の対応を実施する。

(4)損害等への対応

国及び地方公共団体は、一時滞在施設の運営に関して施設管理者に損害等が発生した場合又は発生するおそれがある場合には、積極的に協力して対応する。

なお、施設管理者の損害賠償責任の範囲について、内閣府(防災担当)が現時点の考え方を整理し、参考資料7に示している。

5. その他

(1)一時滞在施設の災害対策基本法上の取扱いについて

本ガイドラインで想定している一時滞在施設は、基本的には※、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)上で想定されている避難所の概念に含まれる。

※例えば、学校の校庭など、屋根の無い施設等の一時滞在施設については個別判断

避難所として供与する一時滞在施設については、一時滞在施設に求められる役割を踏まえ、本ガイドラインのほか、避難所に関するガイドライン等を参照の上、良好な生活環境の確保等に努める。

(2)災害救助法に基づく費用の支弁について

避難所として供与する一時滞在施設に要する費用については、災害救助法に基づき支弁を行うことが想定される。その際は、災害救助法等に基づき、都道府県知事、救助実施市の長及び事務委任された市町村の長が主体となって、発災時における一時滞在施設の運営状況の把握をはじめ、その適切な運用に努める。

(3)協定を締結していない一時滞在施設について

大規模災害発生時には、市町村と協定を締結していない民間企業等が一時滞在施設を開設されることも想定される。協定外の施設であっても避難所として供与される場合、災害救助法に基づく費用の支弁の対象となるため、(1)・(2)の記載事項に基づき適切な運用に努めることが求められる。

また、前4(災害時の支援策)に記載されている支援や、費用の支弁を受けるためにも、市町村に一時滞在施設の開設状況や運営状況等の情報共有を行うことが望ましい。

(4)帰宅困難者の代替輸送について

帰宅困難者の代替輸送の業務に係る運転の業務が、災害対策基本法に基づく緊急輸送の一環として行われる場合には、改善基準告示(「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号))の適用除外業務に該当することに留意する。

第4章 帰宅困難者等への情報提供

1. 主体間連携による一連の情報としての情報提供(参考資料8)

- ・帰宅困難者等の適切な行動判断に必要な情報については、それぞれの主体が自身の管理する情報の提供に努めているが、時系列で変化する帰宅困難者等の行動判断に照らし、これらの情報が、一連の情報として帰宅困難者等に届く必要がある^{※5}。

また、発災時に各主体の情報が一連の情報として多数の帰宅困難者等や一時滞在施設、災害時帰宅支援ステーションに届くようにするためには、災害時における各主体の対応や発信する情報について、平時に広く普及しておくことが不可欠である。

※5 帰宅困難者の適切な行動を促すためには、例えば、

- ・発災直後に鉄道事業者が運転見合わせの情報を発信した際には、併せて国や地方公共団体、企業等が、広く一般や施設内滞在者に対し、むやみに移動しないことを呼びかける必要がある。
- ・鉄道の運転再開の見込み情報が出はじめたら、併せて、国や地方公共団体、企業等、施設管理者等が、広く一般や施設内滞在者に対し、分散帰宅への協力について呼びかける必要がある。等

ただし、発災時にこれらの情報が有効に作用するためには、平時から、鉄道の運転再開までには時間を要することや、むやみに移動しないこと、分散帰宅の必要性等について認知されていることが必要。

- ・帰宅困難者等の適切な行動を促すためには、直接対策に携わる主体のみならず、情報伝達に重要な役割をもつ報道機関等も含めた関係者が、時間経過に応じて、いつ、どのタイミングで、誰が、どのような情報を出すのかを認識し、それぞれの情報が連携して一連の情報を形成するように発信することが有効である。
- ・量的に充足し、適切に更新された情報の発信は、流言やデマの拡散による混乱の防止にも効果的であることに留意し、刻々と変化する状況に応じて、可能な限り正しい情報発信に努めることも重要である。
- ・情報提供に当たっては、やさしい日本語や多言語でのアナウンスを実施するなど、こどもや障害のある方々、外国人等に対する情報格差の防止や、デジタル技術に精通していない帰宅困難者等の存在に配慮する。

なお、帰宅困難者等の適切な行動判断に不可欠な鉄道の運行情報や一時滞在施設の開設情報等については、情報の所在や取得方法の普及とともに、帰宅困難者等に伝えたい内容が分かりやすく伝わるための工夫が必要である。

2. 施設管理者や地方公共団体等に期待される情報提供のあり方

(1) 企業、学校、大規模集客施設等における情報提供

- ・従業員、児童・生徒、利用客等の冷静な行動を促すために、安否情報や地震情報・被害情報を提供できる体制を整備することが望ましい

(2) 一時滞在施設における情報提供

- ・発災直後は安否情報や被害情報の提供が、帰宅が開始される混乱収拾時以降は、帰宅経路を知るための地図情報・道路通行情報、災害時帰宅支援ステーションの位置等の情報の提供が求められる

(3)災害時帰宅支援ステーションにおける情報提供

- ・徒歩帰宅者に対して、地図等による道路情報やテレビ・ラジオ等で知り得た被災情報等の提供が求められる

(4)施設管理者や地方公共団体等に求められる平時からの取組

- ・情報提供担当者の指定
- ・市町村が自ら収集・提供すべき情報と情報源の紹介が適切な情報との区別、各々の情報の入手先及び入手方法の確認(情報の種類は参考資料9を参照)
- ・情報提供を行うための設備の整備(インターネット、掲示物等)
- ・発災時の情報提供の実施マニュアルの整備
- ・平時から準備可能な情報提供資材(紙)の作成・配布
- ・各種施設(企業、学校、大型商業施設、一時滞在施設等)との連携体制の確認
- ・大型ビジョン、デジタルサイネージ事業者等との協議
- ・家族等との安否確認手段の周知

災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板、web171、災害用音声お届けサービス、SNS、IP電話等の安否確認手段と複数の安否確認手段を使うことの有用性や利用方法等の周知

第5章 駅周辺等における混乱防止

大規模地震が発生した場合、特にターミナル駅やその周辺は多くの人が滞留し、混乱等が発生することが予想される。

この際、駅周辺の事業者や学校等からなる駅前滞留者^{※6}対策のための協議会が中心となり、地域の行動ルールに基づき混乱を防止する共助の取組が必要となる。

※6 特定の駅周辺における「滞留者」を指し、帰宅可能な近距離の徒歩帰宅者及びそれ以外の帰宅困難者等を含め、総合的な対策が必要である

1. 駅前滞留者対策協議会の設立^{※7}

※7 都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域の協議会が組織されている場合は、その協議会と駅前滞留者対策協議会が連携して都市安全確保計画を作成することも考えられる。

(1) 駅前滞留者対策協議会の参加団体

・想定される参加団体は、①町内会・商店街、②鉄道事業者、③ライフライン事業者、④駅周辺の大規模集客施設（百貨店、劇場、映画館、ホテル等）、⑤駅周辺の企業、⑥周辺の医療機関、⑦学校等の教育・研究機関、⑧市町村・警察署・消防署等が考えられる

(2) 運営について

・参加団体の名簿管理、協議会の運営（資料作成、司会進行）、協議会の開催連絡、訓練の企画立案等については、市町村が事務局となって実施することが基本である

・各種取組については、参加団体で協議・決定し、役割を分担することが重要である

2. 駅前滞留者対策を講じるべき地域の特性の把握

(1) 滞留者の特性把握

① 滞留者数の把握

・大規模地震発生後、駅前滞留者対策を講じることが必要になる地域内に発生する滞留者数やその性別、年代別及び居住地等の属性を整理することが重要である

・滞留者の状況については、各都市圏パーソントリップ調査や携帯電話の空間統計情報^{※8}等を参考にするとよい

※8 モバイル空間統計：株式会社 NTT ドコモでは、携帯電話等の契約情報に基づき、任意のエリア内及び時刻における滞留者数を把握することができる

（株式会社 NTT ドコモホームページ

http://www.nttdocomo.co.jp/corporate/disclosure/mobile_spatial_statistics/より）

② 当該地域の特徴の把握

・当該地域の地形や街並み等の地理的特性、交通ネットワーク上の位置付け、主要産業、地域社会の特徴等もあわせて調査することも重要である

3. 地域の行動ルールの策定

駅前滞留者対策協議会においては、「自助」、「共助」、「公助」の各視点に基づき、「地域の行動ルール」を策定する。

(1)「組織は組織で対応する(自助)」

- ・地域内の事業所、施設、学校等は、自らの所属する組織単位ごとに従業員・来所者、生徒等に対する取組を行う(「第2章 2. 企業等における施設内待機」を参照)

(2)「地域が連携して対応する(共助)」

- ・駅前滞留者対策協議会は、発災時に活動の拠点となる現地本部を立ち上げ、地域の事業者等と連携して対応する(「第2章 3. 大規模な集客施設や駅等における利用者保護」及び「第3章 一時滞在施設の確保」を参照)
- ・地域によっては、現地本部に加え、駅前滞留者に掲示板等で情報提供を行う情報提供ステーションを立ち上げる

(3)「公的機関は地域をサポートする(公助)」

- ・市町村が中心となって、都道府県・国と連携・協力し、防災活動に必要な情報(被害状況、交通情報等)の提供等を通じて地域の対応を支援する

(4)駅前滞留者対策訓練の実施

- ・駅前滞留者対策の充実を図るため、PDCAサイクルに基づき継続的に訓練(①駅前滞留者の誘導訓練、②徒歩帰宅訓練、③現地本部等の立ち上げ運営訓練、④駅前滞留者及び協議会参加団体に対する情報受発信訓練、⑤一時滞在施設の開設訓練、⑥机上(図上)訓練等)を実施・検証し、災害時の体制作りを行うことが重要である

第6章 帰宅開始場面における新たな混乱発生防止

1. 分散帰宅の基本原則

「一斉帰宅抑制」の徹底により、発災直後の移動による混乱を防いだとしても、混乱の收拾や鉄道の運転再開等に伴い、待機していた大量の帰宅困難者等が一斉に移動を開始すると、新たな混乱をもたらすことが懸念されるため、帰宅困難者等の分散帰宅を図ることが重要となる。

このため、帰宅開始段階において社会全体で留意すべき基本的な考え方（「一斉帰宅抑制後の帰宅行動指針」（参考資料10））について、帰宅困難者等本人はもとより、帰宅困難者等対策に取り組むすべての関係者が共有し、分散帰宅により円滑な移動を支援することが必要となる。

2. 一斉帰宅抑制後の帰宅行動指針（参考資料10）

（1）帰宅行動指針の前提

①原則72時間（3日間）は一斉帰宅抑制

帰宅困難者は、救命・救助活動等の応急活動に支障をきたさないよう、原則72時間（3日間）は安全な場所に待機し、応急活動が落ち着くと考えられる発災後おおむね4日目以降を目途に、順次帰宅することを想定している※9。

※9 発災後の帰宅行動による混乱を回避することは、救命・救助等の応急活動のみならず、社会活動の継続に不可欠な災害時優先業務等の迅速・円滑化にも寄与するものである。

・災害の規模や被害の状況によっては、3日目までの間に行政機関等による帰宅支援ができる場合もあるため、4日目以降でないと帰宅させてはならないというものではない。反対に、4日目以降も応急活動が継続している場合もあり得る。

・小さな子どものお迎えや家族の介護等のやむを得ない事情により、帰宅困難者等が自らの判断で移動を開始することも考え得るが、帰宅困難者等は、本指針の趣旨が、自らの安全の確保と多くの人命にかかわる応急活動の迅速かつ円滑な実施にあることを十分理解した上で、自己の判断に責任をもって行動すべきである。

②帰宅が可能な状態

帰宅が可能な状況として、以下のような状況が考えられる。

- ・発災から72時間（3日間）の人命救助に重要な期間が経過した後※10
- ・発災直後の混乱がある程度收拾し、移動しても応急活動への支障や群集事故等の二次災害をもたらさない
- ・通行可能な帰宅経路又は鉄道が運転再開するなど公共交通機関を基本とする移動手段が確保されている

※10 発災後72時間（3日間）は特に人命救助に重要な期間であるが、救助活動に時間的区切りはない。

（2）帰宅行動指針

基本的な考え方

- ・待機していた帰宅困難者等は、帰宅が可能な状況になった場合であっても、一斉に帰宅を開始するのではなく、時間的又は空間的（移動範囲や移動手段等）に分散して帰宅することを基本とする（「分散帰宅の基本原則」）。
- ・本指針は、近距離徒歩帰宅者の帰宅場面においても準用されるべきものである。

- ・なお、本指針は強制力を伴うものではないが、帰宅困難者等対策に取り組む様々な主体が対応を検討する際の参考となるほか、発災時における国民一人一人の行動指針となることを期待するものである。

分散帰宅のために努めること

- ・帰宅困難者等は、帰宅が可能な状況になった場合であっても直ちに帰宅を開始するのではなく、帰宅手段や混雑状況、所持品やトイレが使える中継地点、鉄道利用者においては目的の駅までの全区間が運転再開していること等を確認し、時機を見極めて帰宅を開始する等により、分散帰宅に努める。
- ・鉄道の運転再開直後は輸送力の低下が想定されるため、徒歩帰宅が可能な距離の帰宅困難者等は可能な限り徒歩で帰宅し、移動者の分散に努める。
- ・こどものお迎えや家族の介護等やむを得ない事情により早期に帰宅する判断をした場合は、対応者を家庭内で1名にする等により移動者数の増加抑制に努める。 等

配慮すべきこと

- ・帰宅時の配慮事項として、徒歩帰宅経路上の被害により迂回を強いられたり予想以上に時間を要したりする場合があること、鉄道の乗継ぎ路線の運転再開前に見切りで帰宅を開始した場合、移動できない大量の乗客が接続駅ホーム等に滞留し、危険な混雑が生じることとなること等に留意すべきである。 等

(3) 本指針を踏まえた主な対応

- ・国民一人一人は、大規模地震の発生時に想定される被害や影響について関心を持ち、自助・共助の備えの重要性について理解するとともに、ライフラインや鉄道等公共交通機関の運転停止から復旧までの手続に関し、安全確保のために必要なプロセスを経ること等への理解に努める。

外出時に大規模災害に遭遇した場合、自らが帰宅困難者となる可能性や、帰宅困難者等対策が、多くの人命に関わる応急活動の迅速化の確保にあることを十分理解し、平時より、家族等との間で、帰宅しないという選択や安否確認の方法、お迎えや介護等の対応方法等について取決めをしておく。発災時においては、勤務先や施設ごとの行動ルールや管理者の指示に従って行動する。 等

- ・帰宅困難者等対策に取り組む国・地方公共団体、駅前滞留者対策協議会は、平時より、本指針の周知・普及、情報連絡体制や関係部局等との連携体制の整備に努めるとともに、発災時においては、本指針に基づく適切な行動の呼びかけや、帰宅困難者等の適切な帰宅判断に必要な情報の収集・提供に努める。 等
- ・企業等においては、従業員等に対し、平時から本指針を周知するとともに、優先業務や分散帰宅の方針、公共交通機関の復旧状況に応じた通勤自粛等の施設ごとの行動ルールを策定し、併せて、テレワークの推進方針等を策定してBCP(事業継続計画)等に位置付け、従業員等への周知を徹底する。発災時においては、行動ルール等に基づく適切な行動を促す。 等

- ・一時滞在施設等の管理者は、発災時において、施設内滞在者に対し、本指針の周知を図るとともに、帰宅困難者等の適切な帰宅判断に必要な情報、当該施設に滞在できる期間等の情報提供を行う。 等
 - ・学校、保育施設等においては、市町村の所管部局及び防災部局と連携し、施設利用者の保護者等が帰宅困難者となるおそれがあることを踏まえ、安否確認方法や連絡手段、保護者等への引渡し方法等について検討を進めるとともに、発災時においては施設利用者の安全確保に努め、施設利用者の安否情報や対応状況を保護者等に伝達するなど、保護者等の不安の軽減に努める。 等
 - ・鉄道事業者においては、平時より、大規模地震の発生に伴う運転見合わせから運転再開までの流れについて、施設点検には相当程度の時間を要する場合があることや、運転再開時は輸送力が低下すること等を含め、広く周知を図る。
- また、帰宅困難者等の適切な行動判断に不可欠な運行情報等の提供体制を整備するとともに情報の所在や取得方法について広く周知する。発災時においては、運行情報等について可能な限り即時的に更新した情報提供を行い、混雑防止のための分散帰宅の協力を呼びかける。 等

第7章 徒歩帰宅者への支援

職場や一時滞在施設に留まった帰宅困難者等の多くは、混乱収拾時以降、長距離を徒歩で帰宅せざるを得ないと考えられることから、徒歩帰宅者が自宅まで円滑に帰るための支援が必要となる。

1. 災害時帰宅支援ステーション(参考資料4)

(1)災害時帰宅支援ステーションの概要

- ・災害時帰宅支援ステーションは、災害時に、徒歩帰宅者に対し、水道水、トイレ、沿道情報等の提供、休憩の場の提供を行い、徒歩帰宅者が円滑に帰宅できるよう可能な範囲で支援を行う施設である
- ・想定する施設として、公共施設のほか、民間施設としては、沿道に多数の店舗があるコンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等である
- ・開設する期間は、発災後(主に72時間(3日間)以降)から、企業等に施設内待機した者や一時滞在施設で待機した者等が移動を開始し、概ね帰宅するまでの期間である

(2)災害時帰宅支援ステーションの確保

- ・地方公共団体は、チェーン店、企業、団体等と協定を締結し、災害時帰宅支援ステーションとして指定する
- ・各種事業者団体、企業等は、災害時帰宅支援ステーションの意義について普及啓発を図るとともに、協定の締結を進める
- ・災害時帰宅支援ステーションは原則公表し、住民等への周知は地方公共団体が関係団体と連携して行う
- ・住民への周知方法はステッカー、のぼり、看板の設置等が考えられる
- ・地方公共団体は、災害時帰宅支援ステーションの開設状況をフランチャイズチェーン本部等から収集し、徒歩帰宅者に提供する

2. 帰宅支援対象道路

- ・徒歩帰宅者に対する支援のため、徒歩帰宅ルート(帰宅支援対象道路)を設定することが重要である
- ・帰宅支援対象道路の沿道においては、徒歩帰宅者向けの看板や案内図の設置等のほか、徒歩帰宅者のための歩行空間の確保(無電柱化、バリアフリー化、不法占用・違法駐輪等の一掃)といった平時からの取組が重要である
- ・また、徒歩帰宅訓練は、参加者が実際に徒歩帰宅することにより、家までの経路、途中の支援施設等を平時から把握することが可能となる上に、参加者が運動靴や携帯可能な食品等の徒歩帰宅に必要な備品を認識し、日頃からの災害への備えを意識する契機となるなどの効果が期待できる

第8章 帰宅困難者等の搬送

1. 帰宅困難者等の搬送の考え方

- ・地震に伴う公共交通機関の停止により、事業所や一時滞在施設等に留まった帰宅困難者等は、地震発生以降の混乱が落ち着いた後、特に、救命・救助活動が落ち着くと考えられる発災後おおむね4日目以降を目途^{※11}に、順次帰宅することが想定される
- ・帰宅困難者等の帰宅に当たっては、まず、自宅までの距離が徒歩帰宅可能な一定の距離内である帰宅困難者等に対しては、徒歩帰宅を促すことを原則とする
- ・自力での徒歩帰宅が困難な避難行動要支援者等(障がい者、高齢者、妊婦又は乳児連れの人、遠距離通学の小学生等を主な対象とする。以下「特別搬送者」という。)に対しては、何らかの搬送手段を確保して自宅への帰宅を促すことが必要である

※11 災害の規模や被害の状況によっては、3日目までの間に帰宅支援ができる場合もあるため、4日目以降でないと帰宅させてはならないというものではなく、帰宅支援の移行のタイミングについては、国、都道府県等の関係機関とよく調整した上で、決定する必要がある。

2. 特別搬送者を対象とした搬送オペレーションの基本的な考え方

(1)搬送拠点とルート

- ・搬送拠点は、鉄道のターミナル駅から徒歩圏内(最長2km以内)の一時滞在施設、駅前バスターミナル、オープンスペース(公園・学校グラウンド等)等を候補地とすることを基本とする
- ・搬送ルートは、緊急輸送道路、帰宅支援対象道路等を中心に複数設定することを基本とする

(2)搬送マニュアルの策定

- ・行政及び搬送に係る民間企業等の関係機関が調整の上、帰宅困難者等の搬送に係るマニュアルを策定するとともに、図上訓練や実動訓練等を通じて、その実行可能性等を検証した上で、必要に応じ修正していく
- ・民間バス及びタクシーの具体的な運用については、特別搬送者の搬送オペレーションが円滑かつ確実に実施されるよう、災害対策基本法等に定める災害時の交通規制に関する手続等を踏まえ、関係機関で調整を行うものとする
- ・搬送に係る費用負担については、関係機関で協議・調整を図るものとする

第9章 国民一人一人が行うべき平時からの取組への啓発

大規模地震発生時の帰宅困難者等対策については、多数の死傷者・避難者が想定され、行政による「公助」だけでは限界があることから、可能な限り「自助」を前提としつつ「共助」を含めた総合的な対応が求められる。

発災時には、平時は問題なく利用できた通信や交通等の手段が利用できなくなる事態が発生する。国民一人一人がそうした事態を想定して、発災時に情報収集や徒歩帰宅等をより円滑に行うことができるよう、対応策に平時から取り組むことが期待される。

このため、国、地方公共団体、事業者等は、国民一人一人が平時から行うべき取組が理解され、認識できるように、帰宅困難者対策に関するポスターの掲示やチラシの配布等の啓発活動を継続的に行うことが重要である。

また、企業等においては、従業員等が帰宅困難者となる場合を想定して対応策への取組を行うよう、平時から従業員等に推奨・指示を行うとともに、学校、保育施設等においては、施設利用者の保護者等が帰宅困難者となるおそれがあることを踏まえ、対策について検討を進めることが重要である。

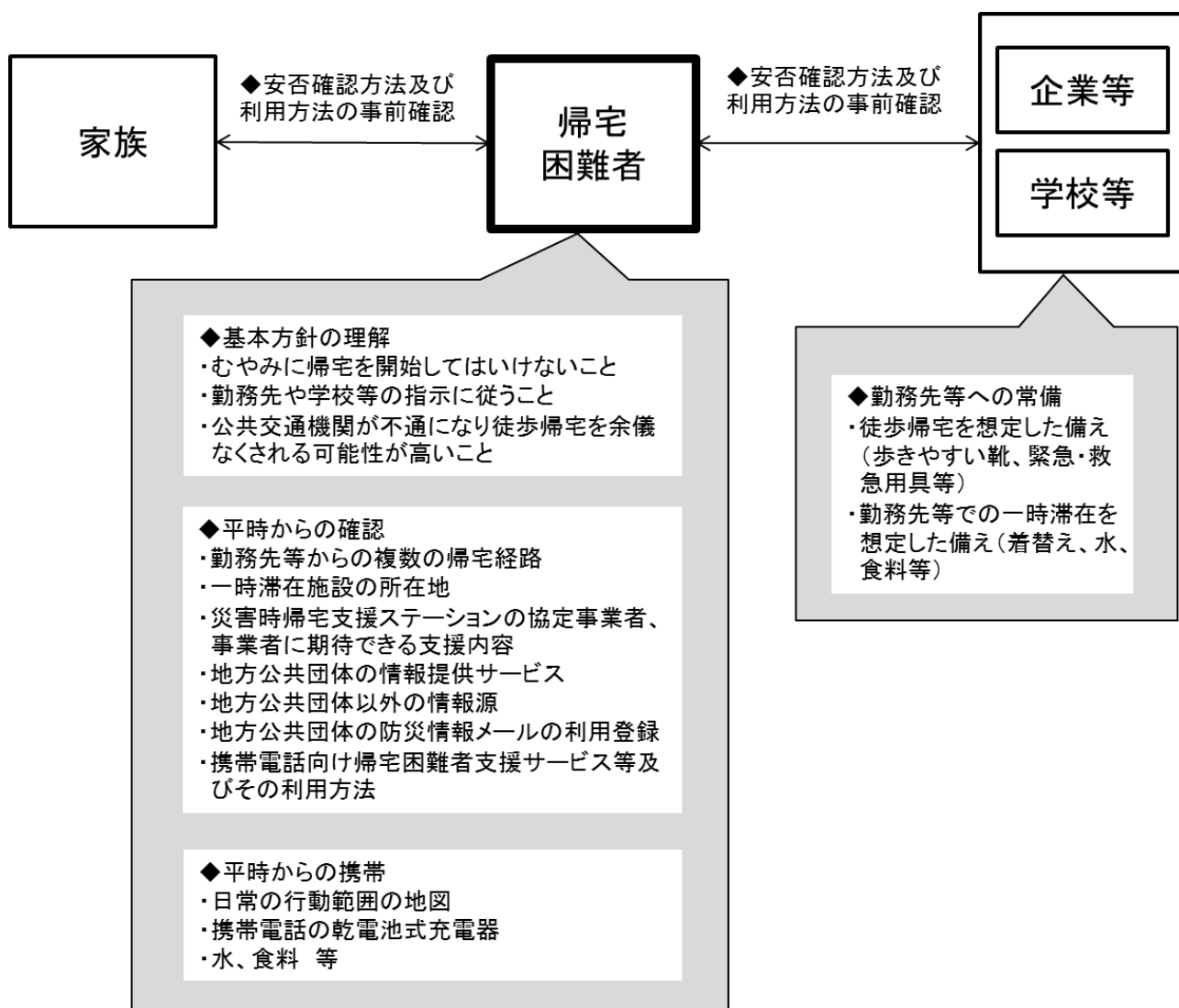


図 国民一人一人が実施すべき平時からの取組

第2部 様々な状況下における帰宅困難者等対策の考え方

第1部では、大都市圏で大規模地震が発生した場合を想定し対策を整理した。第2部では、様々な状況下において、災害に該当するほどの帰宅困難者が発生した場合の対応の考え方について整理する。

1. 当該地域において地震の揺れ等による被害が生じていない状況下で災害に該当するほどの帰宅困難者が発生した場合

大規模地震が発生した場合には、行政機関による「公助」に限界があることから、民間企業等による「共助」も含めた総合的な対応を行うことを目指し、民間企業等の協力による一時滞在施設の開設等の帰宅困難者等対策の取組を進めてきた。

一方で、地震の揺れによる直接的な建物被害や人的被害が発生しない状況等においても多数の帰宅困難者が発生する場合がある。こうした状況においても、酷暑や極寒などの外部環境が過酷な場合などがありうることから、災害発生時における対応を参考に、公共交通機関の運行状況や駅前等における滞留状況などの情報をもとに、一時滞在施設の開設の判断や、開設場所の決定、これらに必要な事前準備を官民が連携して柔軟に行うことが望ましい。

2. 大規模な遠地津波の発生を受けて帰宅困難者が発生した場合

遠地において大規模地震や海底噴火等が発生した場合、時間をかけて日本へ津波が到達するほか、津波が長時間にわたって断続的に襲来することが知られている。このため、遠地津波発生直後は、通勤・通学等の公共交通機関の利用が可能であるが、津波警報等を受けて、津波到達前より公共交通機関では運転抑制が行われ、津波の規模や施設被害によっては、運転抑制が長期間に及ぶことが想定される。このため、津波発生から津波襲来による公共交通機関の運転抑制開始までの時間を活用して、早期帰宅や出勤抑制の呼びかけを行うことで、帰宅困難者の発生を抑制することが求められる。

遠地津波発生から公共交通機関の運転再開までのタイムライン例を示す。このタイムライン等を参考に、大規模な遠地津波発生時の対策の検討を進めることが重要である。

なお、公共交通機関の運転再開は、避難指示の解除後となる場合が多いため、市町村は、一部区間の寸断により全体が機能しないおそれが生じるという交通の特性に留意しつつ、「避難情報に関するガイドライン(内閣府)」に従い、避難の必要がなくなったときは直ちに多様な手段により公表・周知するなど適切な対応が求められる。また、公共交通機関においては、営業区間の避難指示解除後に速やかに運転を再開できるよう、運転再開に向けた安全確認や復旧手順の不断の見直しを行うことが望ましい。

また、津波警報等が解除された場合においても、被害状況やその他の理由により、市町村からの避難指示が解除されない場合がある。その際は、ホームページ等を活用し、市町村から公共交通機関を含め、広く情報提供することが望ましい。なお、何らかの理由により情報提供がな

されない場合は、公共交通機関からも市町村に対して積極的に状況確認等を行い、運転再開に向けた準備が可能であれば、並行して準備をすることが望ましい。

遠地津波発生時のタイムライン例（津波到達前に早期帰宅の場合）

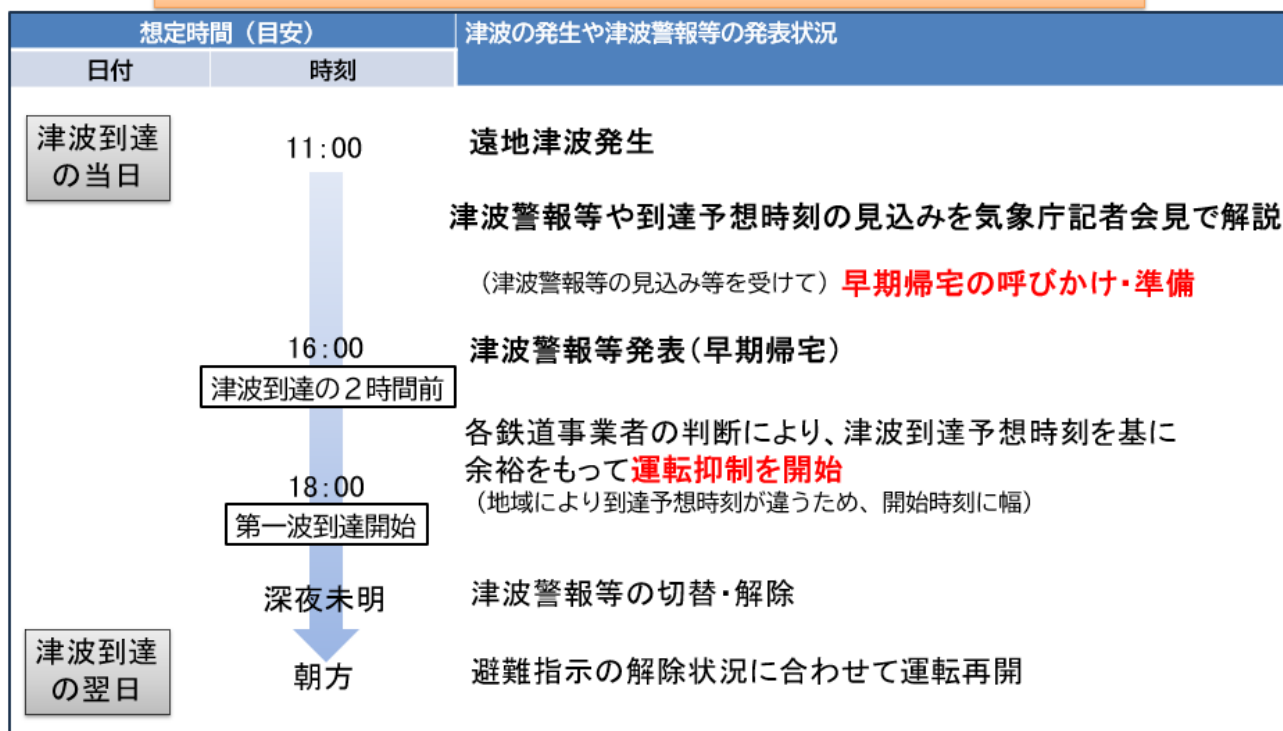


図 遠地津波発生時のタイムライン例(津波到達前に早期帰宅を促す場合)

遠地津波発生時のタイムライン例（津波到達前に出勤抑制の場合）

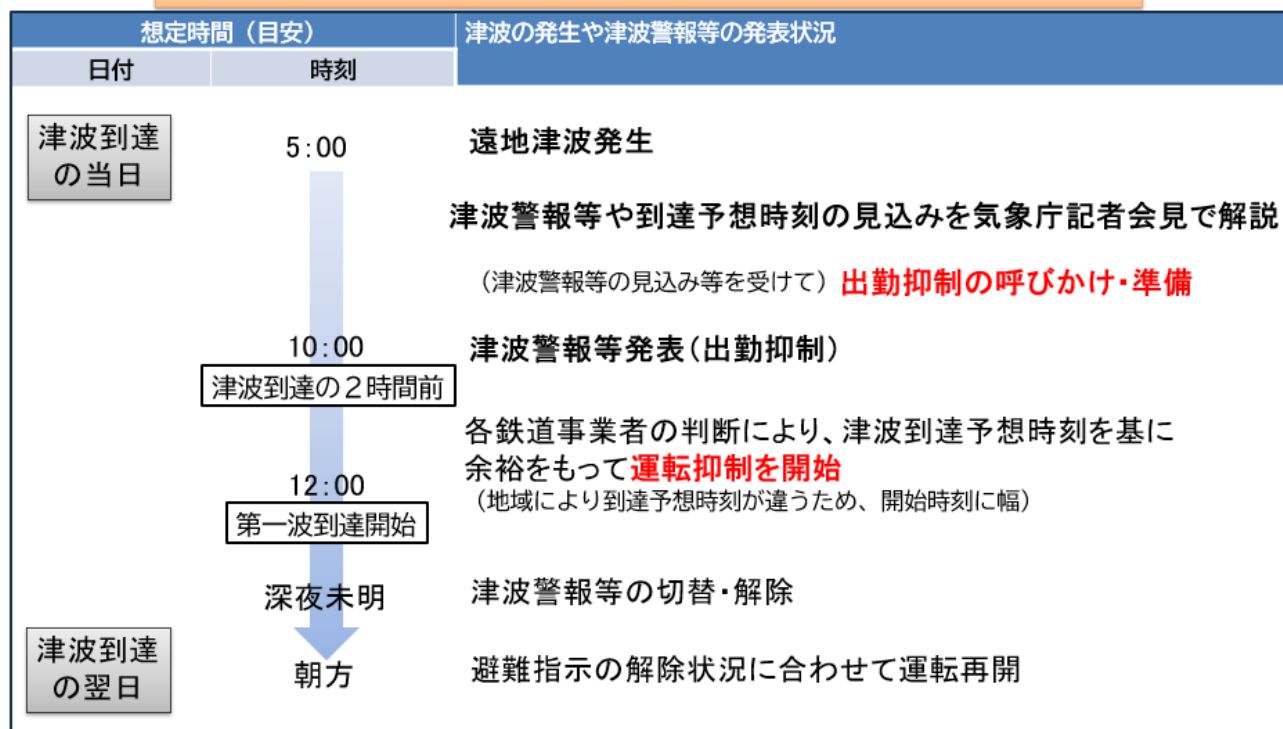


図 遠地津波発生時のタイムライン例(津波到達前に出勤抑制を促す場合)

3. イベント開催時や大規模集客時において災害に該当するほどの帰宅困難者が発生した場合

(1) 基本的な考え方

基本的な考え方は、第1部の「大規模地震発生時における帰宅困難者等対策について」に記載のある帰宅困難者等対策に準じる。ただし、期間限定の大規模イベント等の場合、イベント開催中に自然災害や大規模事故等が発生し、災害に該当するほどの大規模な帰宅困難者等が発生したときに必要となる対応（暑さ対策や寒さ対策を含む。）についてノウハウや経験の蓄積が主催者に不足していることや、イベント主催者単独での取組だけでは対応が不十分であることが想定される。

このため、イベント主催者・公共交通機関・市町村等が連携した事前準備が求められる。

(2) イベント主催者等による取組

イベント主催者は、会場内での滞在可能人数を把握し、その上で、周辺施設の受入体制等を確認し、緊急時に来場者を安全に誘導できる体制を整備しておくことが求められる。特に、周辺の一時滞在施設への誘導を行う際には、分散退場の実施や一時待機場所とも呼ばれる広場等の確保などをあらかじめ計画しておくことが望ましい。また、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を、やさしい日本語や多言語でアナウンスするなど、利用者の属性等を踏まえた方法により提供することが求められる。

さらに、施設に一時的に待機する来場者に備え、イベント会場の施設管理者は、水や食料、毛布等の支援物資の備蓄、モバイルバッテリーや電源の提供等について、可能な範囲で対応することが望ましい。

(3) 公共交通機関による取組

公共交通機関は、事前にイベント主催者・市町村等と密に連絡が取れる体制を構築しておき、交通機関の運休や再開時等に、適宜イベント主催者・市町村等に連絡することが望ましい。

(4) 市町村による取組

市町村は、イベント主催者単独での対応が困難な場合に備え、適宜情報を収集できる仕組みを構築し、状況に応じた支援ができるように事前準備しておくことが望ましい。

(5) 関係者が連携した取組

広域から多数の来場者が来訪するような大規模イベント開催時には、イベント主催者・公共交通機関・市町村等において、公共交通機関の運転抑制に備え、代替輸送体制を事前に確認し、公共交通機関運休時への対応体制を確保しておくことが重要である。

また、大規模イベント開催時に公共交通機関が運休した場合は、大量の帰宅困難者の発生が予想されるが、関係者が連携した代替輸送により、来場者を周辺の一時滞在施設等や公共交通機関の営業地域へ輸送し、帰宅困難者を減らす取組が有効である。

なお、帰宅困難者の代替輸送の業務に係る運転の業務が、災害対策基本法に基づく緊急輸送の一環として行われる場合には、改善基準告示（「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号））の適用除外業務に該当することにも留意する。

平成23年11月22日
首都直下地震帰宅困難者等対策協議会

一斉帰宅抑制の基本方針

＜基本的考え方＞

首都直下地震への備えを万全とするためには、「自助」、「共助」、「公助」による総合的な対応が不可欠である。首都直下地震発生直後においては、救助・救急活動、消火活動、緊急輸送活動等の応急活動を迅速・円滑に行う必要がある。このため、帰宅困難者等の発生による混乱を防止するための「むやみに移動を開始しない」という基本原則を徹底する。

この基本原則を実効あるものとするため、以下の具体的な取組事項に沿って、各企業等（官公庁や団体も含む。以下同じ。）に一斉帰宅抑制を促していく。この際、安否確認や災害関連情報を適宜提供する仕組みを官民一体となって整備することが必要である。

特に、行政においては、企業等における一斉帰宅抑制が実効あるものとなるように必要な対策を実施する。

児童・生徒の安全確保のため、学校など関係機関に、必要な取組を求めていく。

＜具体的な取組＞

（従業員等の待機・備蓄）

企業等は、首都直下地震の発生により、首都圏のほとんどの交通機関が運行停止となり、当分の間復旧の見通しが立たない場合には、事業所建物や事業所周辺の被災状況を確認の上、従業員等の安全を確保するため、従業員等を一定期間事業所内に留めておくよう努めるものとする。

企業等は、従業員等が事業所内に待機できるよう、3日分の必要な水、食料、毛布などの物資の備蓄に努めるものとする。

（大規模な集客施設等での利用者保護）

首都直下地震発生時には、大規模な集客施設やターミナル駅等において、多くの帰宅困難者等の発生が予想されることに鑑み、市区町村や関係機関等と連携し、事業者等は、利用者を保護するため、適切な待機や誘導に努めるものとする。

（従業員等を待機させるための環境整備）

企業等は、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことが可能となるよう、事業所建物の耐震化、家具類の転倒・落下・移動防止、ガラスの飛散防止など、従業員等が事業所内に安全に待機できる環境整備に努めるものとする。

（事業継続計画等への位置づけ）

企業等は、BCP（事業継続計画）等において、首都直下地震発生時における従業員等の待機及び帰宅の方針をあらかじめ定めておき、従業員に周知しておくものとする。

（安否確認）

企業等は、首都直下地震発生時には電話が輻輳することを踏まえ、事業所と従業員間の安

否確認方法をあらかじめ定めるとともに、従業員とその家族間においても、携帯電話災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル171、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等の複数の安否確認手段をあらかじめ確認し、当該手段を利用するよう周知しておくものとする。

(訓練)

企業等は、首都直下地震を想定した訓練を定期的に行い、必要に応じて対策の見直しを行うものとする。

以上

一斉帰宅抑制における従業員等のための備蓄の考え方

1 対象となる企業等

大規模地震発生により被災の可能性がある国、都道府県、市区町村等の官公庁を含む全ての事業者

2 対象となる従業員等

雇用の形態(正規、非正規)を問わず、事業所内で勤務する全従業員

3 3日分の備蓄量の目安

- (1)水については、1人当たり1日3リットル、計9リットル
- (2)主食については、1人当たり1日3食、計9食
- (3)毛布については、1人当たり1枚
- (4)その他の品目については、物資ごとに必要量を算定

4 備蓄品目の例示

- (1)水 : ペットボトル入り飲料水
- (2)主食: アルファ化米、クラッカー、乾パン、カップ麺
※水や食料の選択に当たっては、賞味期限に留意する必要がある。
- (3)その他の物資(特に必要性が高いもの)
 - ・毛布やそれに類する保温シート
 - ・簡易トイレ、衛生用品(トイレットペーパー等)
 - ・敷物(ビニールシート等)
 - ・携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池
 - ・救急医療薬品類

(備考)

①上記品目に加えて、事業継続等の要素も加味し、企業ごとに必要な備蓄品を検討していくことが望ましい。

(例)非常用発電機、燃料※、工具類、調理器具(携帯用ガスコンロ、鍋等)、副食(缶詰等)、ヘルメット、軍手、自転車、地図

※危険物関係法令等により消防署への許可申請等が必要なことから、保管場所・数量に配慮が必要

②企業等だけでなく、従業員等自らも備蓄に努める。

(例)非常用食品、ペットボトル入り飲料水、運動靴、常備薬、携帯電話用電源

【参考資料3】

鉄筋コンクリート造用チェックシート(低層・壁式構造) 第一次調査の例
 (「大規模地震発生直後における施設管理者等による建物の緊急点検に係る指針」
 (平成27年2月内閣府(防災担当)))

鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造(RC造)

☐ 外部調査

【災害時調査シート】		《第____回目チェック》 作成日時：平成____年____月____日 ____時____分		
第1次		一見して危険かどうかの調査		
(1) 一見して危険と判断される				
	調査項目	被害例	はい : ○ いいえ : ×	○の場合の対処 応急対応等
構造 体 の 傾 き	1 避難建物全体、又は一部が 崩壊・落階している。			危険なため 建物の使用不可
	2 避難建物の基礎が、崩壊している。 又は、上部構造と基礎がずれて いる。			危険なため 建物の使用不可
	3 避難建物全体、又は一部が傾斜 している。			危険なため 建物の使用不可
そ の 他	4 隣接崖地や地盤等が崩れ、 避難建物を破壊している。			危険なため 建物の使用不可
	5 隣接建築物が崩れ落ち、 避難建物を破壊している。			危険なため 建物の使用不可
	6 隣接建築物から器物(窓枠や外壁、 看板、屋外機器等)が落下して 避難建物を破壊している。			危険なため 建物の使用不可
備 考 欄				
※「危険なため使用不可」と判断された項目が ない場合(全て「いいえ : ×」)は、 第2次、余震による危険性の調査へ移行する。			施設名称 : 記入者 : (所属) _____ 氏名 : _____ 連絡先 : _____	

【参考資料4】

帰宅困難者等対策に関する施設等の概要

区 分	避難所		災害時帰宅支援 ステーション
	一時滞在施設	一時滞在施設 以外の避難所	
設置時期※1	原則発災から72時間(3日間)程度までの間	原則発災から7日以内 (必要な場合はそれ以上)	発災後、協定を結んだ地方公共団体から要請を受けたとき
目 的	行き場のない帰宅困難者等の受入	地域の避難住民の受入	徒歩帰宅者の支援
支援事項	食料、水、毛布又はブランケット※2、トイレ、休憩場所、情報等	食料、水、毛布、トイレ、休憩場所、情報等	水道水、トイレ、帰宅支援情報等
対象施設※3	集会場、庁舎やオフィスビル、ホテル、学校等	学校、公民館等の公共施設、指定された民間施設	コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド、都立学校等

※1 設置時期はあくまで目安であり、発災時の対応は施設や周辺の状況、協定の内容等によって異なることに留意が必要である。

※2 ブランケット:アルミ等の極薄素材で作られた防風・防寒・防水シート

※3 対象施設はあくまで例示であり、全ての施設で上記の支援が行われるわけではないことに留意が必要である。

【参考資料5】

一時滞在施設への帰宅困難者の受入に関する協定の基本条項(ひな形)

※このひな形は、一時滞在施設への帰宅困難者の受入に関する基本的な条項を記載したものであり、実際の協定を作成するに当たっては、個々の一時滞在施設の状況に応じて、必要な条項を適宜追加及び削除することを妨げるものではない。

●●区(市町村)(以下「甲」という。)と●●株式会社(以下「乙」という。)は、【●●都道府県帰宅困難者対策条例(平成●●年●月●日●●都道府県条例第●号)第●条第●項の規定に基づき、】乙の管理する施設への一時的な受入について、次の通り協定を締結する。

※条例がない場合は【 】内は不要

(目的)

第1条 この協定は災害発生時において、甲の区域内の帰宅困難者に対して乙が行う協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 帰宅困難者 公共交通機関が広範囲に運行を停止し、
当分の間、復旧の見通しがない場合において、徒歩で帰宅することが困難な者をいう。
- 二 一時滞在施設 帰宅困難者を一時的に受け入れる施設をいう。
- 三 施設管理者 一時滞在施設を管理する事業者等をいう。

(一時滞在施設の提供と公表又は非公表)

第3条 乙は、甲の要請に応じ、乙の管理する施設のうち別表に定める区域について、一時滞在施設として提供することに合意する。

2 甲は、前項の合意に基づき乙から提供される一時滞在施設の名称や位置を、あらかじめ公表するものとする。(公表しないものとする。)

(開設の要請)

第4条 甲は、帰宅困難者の一時滞在施設の開設が必要となった場合には、乙に対して、前条第1項の区域について、その全部又は一部を一時滞在施設として開設し、運営することを要請するものとする。(公表しないものとする。)

(帰宅困難者の受入)

第5条 乙は、前条の要請があった場合には、施設内の安全点検を実施し、当該施設への帰宅困難者の受入が可能と判断したときは、当該要請を受諾しその旨を甲に連絡するものとする。

2 乙は、前条の要請に応じられない事由があるときは、その旨を甲に連絡するものとする。

3 乙は、前条の要請がない場合においても、乙の判断により帰宅困難者を受け入れることができる。この場合には、受入を行う旨を遅滞なく甲に連絡するものとする。

4 受入期間は、原則として72時間(3日間)とする。

(支援内容)

第6条 乙が、一時滞在施設に帰宅困難者を受け入れる場合は、次に掲げる事項の全部又は一部を行うものとする。

- 一 帰宅困難者に対し、第5条第1項の受諾をした区域について、一時滞在施設として開設し運営すること。
- 二 帰宅困難者に対し、乙が備蓄する飲料水、食料、毛布等を提供すること。
- 三 トイレやごみの処理などの施設の衛星管理を行うこと。
- 四 帰宅困難者に対し、一時滞在施設として開設している旨の表示をすること。
- 五 前各号に関して必要な人員を確保すること。
- 六 その他乙が帰宅困難者の受入等に関し協力できる事項

(施設の運営)

第7条 乙は、この協定に定める事項以外の事項については、「災害発生時における大規模な帰宅困難者等の発生への対策に関するガイドライン(内閣府(防災担当))」に沿って、運営を行うものとする。

(受入の解除)

第8条 乙は、次の各号に該当する場合、一時滞在施設を閉鎖し、かつ、帰宅困難者の退去を求めることができるものとする。

- 一 甲が、公共交通機関の運行再開等により、一時滞在施設の必要がなくなったと判断し、乙に連絡した場合
- 二 乙の施設が非常用電源の燃料枯渇等により、当分の間停電が継続することとなり、乙が、一時滞在施設としての運用が困難と判断し、甲に連絡して了承された場合
- 三 乙の施設管理者が一時滞在施設の安全点検を実施した結果、一時滞在施設としての安全を確保できないと判断し、甲に連絡して了承された場合
- 四 その他、甲及び乙が双方協議の上、一時滞在施設を閉鎖する必要があると認めた場合

(費用負担)

第9条 乙は第6条に基づき実施した帰宅困難者の支援に要した費用について、甲に報告するものとする。

2 甲は、前項の費用について、甲乙協議の上、乙に支払うものとする。

(損害)

第10条 乙が第5条第1項の受諾をした場合、又は同条第3項の連絡を行い甲に承諾された場合において、乙又は乙が受け入れた帰宅困難者に損害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、甲乙協議の上対応を検討するものとする。

(定期的な訓練)

第11条 乙は、少なくとも1年に1回、一時滞在施設の開設に係る訓練を行い、開設に必要な手順や体制を確認するものとする。

(支援)

第12条 甲は、乙が一時滞在施設への帰宅困難者の受入のため、平時から、物資の配備、訓練の実施等を行う場合において、その支援体制を確立するよう努めるものとする。

(有効期限と見直し)

第13条 この協定の有効期限は協定締結の日から●年を経過する日までとし、有効期限の2か月前までに甲乙いずれからもこの協定廃止又は見直しの意思表示がない場合には、引き続き●年間更新されたものとみなし、以後も同様とする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義については、甲乙協議の上定めるものとする。

(その他)

第15条 乙はこの協定により指定された一時滞在施設の受入想定人数及び算出根拠を甲へ提出するものとする。

2 甲は前項の規定により乙から提出された情報について、外部への公表をしないものとする。
この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通を保有する。

令和●年●月●日

甲

乙

【参考資料6】

一時滞在施設のピクトグラムの例

・京都市



一時待機場所のピクトグラムの例

・東京都中央区



災害時帰宅支援ステーションのステッカー・のぼりの例

・九都県市
・関西広域連合



施設管理者の損害賠償責任について

1. 基本的な考え方

一時滞在施設において、例えば余震により天井が崩落するなど、建物に起因して帰宅困難者が損害を受けた場合、施設管理者に賠償責任が生じる場合も考えられるが、これを法制度で一律に免責とすることは現状では民法上の被災者保護の観点から困難である。しかし、施設管理者の責任の範囲について、より明確にする必要があるため、法制度上の担保も含め、引き続き検討を進めることが重要である。また、一時滞在施設の確保を今後さらに促進するためには、災害時の一時滞在施設の運営に関して、当面行うべき対策を講じ、施設管理者が損害賠償責任を問われることのないようにしていく必要がある。

加えて、施設管理者が帰宅困難者の受入を行った際に、帰宅困難者に損害が生じるなど、何らかの問題が発生し、又は発生する可能性がある場合には、国、都道府県及び市区町村は施設管理者に積極的に協力して対応することが必要である。

2. 施設管理者の善管注意義務

施設管理者が一時滞在施設として自社ビル等を提供し、帰宅困難者を受け入れる場合、施設管理者は、善良な管理者として通常期待されるレベルの注意義務（以下「善管注意義務※1」という）をもって、受け入れた後の対応をする必要があるということになる。この善管注意義務を果たすため、施設管理者は下記の事項に対応するよう努めることが重要である。

(1) 平時の対応

- ① 帰宅困難者の受入に係る運営計画又はそれを含む防災計画をあらかじめ作成しておくこと。
- ② 過剰な人数の受入は、収容した滞在者すべてを危険にさらすことになることから、受入可能人数をあらかじめ定めておくこと。
- ③ オフィス家具類の転倒・落下・移動防止措置、事務所内ガラス飛散防止措置等に努めること。
- ④ 災害発生時の建物内の点検箇所（受入のための安全確保という観点から、建物の構造部だけでなく天井や天井設置設備等も重要となる。また、災害時に利用する予定のトイレの点検も重要である。）をあらかじめ定めておくとともに、安全点検のためのチェックシートを作成すること。
- ⑤ 提供する備蓄食料については賞味期限等の一般的な衛生管理に留意すること。なお、無償譲渡である場合には、免責される可能性がある（民法第551条）。

(2) 発災時の対応

- ① チェックシートに基づき建物内の被害状況の把握や施設の安全性を確認すること。
- ② 施設内の立入禁止区域（危険箇所や事務室等）を設定すること。
- ③ 一時滞在施設の運営にあたり、施設滞在者に協力してもらう場合には、施設管理者は安全配慮義務を果たすため、従業員と同様に適切な指揮監督を行い、危険業務の禁止等を徹底すること。
- ④ 備蓄食料の提供については、賞味期限を確認するとともに、賞味期限切れの備蓄食料の提供については慎重に検討し、提供する場合には、その旨の事実を告げること。

- ⑤余震、延焼、電力途絶等の影響で退去しなければならない状況になった場合には、他の施設や避難場所への案内や誘導を実施すること。

3. 施設管理者と受入希望者との受入条件の合意(受入希望者の承諾)

施設管理者が善管注意義務を果たしても、施設滞在者に何らかの損害が生じた場合、施設管理者は損害賠償責任を問われる可能性がある^{※2}。この場合には、国、都道府県及び市区町村に積極的な協力を要請することと併せて、事前の備えとして、施設管理者と受入希望者との受入条件(建物・施設の瑕疵に基づく損害賠償責任の免責特約等を含む。)について合意した上で利用してもらうという契約行為が有効となる。このため施設管理者は、書面・帳票を準備し、受入条件を承諾する旨の署名をした受入希望者のみを受け入れるという対応も、建物・施設の状況によってはあり得る。

【受入条件の内容】

- i. 共助の観点から管理者が善意で施設を開設・運営していることや、帰宅困難者を屋外に滞在させるよりはよいなどの理由で、停電で消防用設備が機能しない中で運営する場合があること等を理解していること。
- ii. 施設滞在者は施設管理者の指示に従うこと、また指示に従わない場合には一時滞在施設からの退去を要求する場合があること。
- iii. 一時滞在施設は、災害時に共助の観点から善意で開設・運営されるため、施設管理者は施設内における事故等(建物・施設の瑕疵による事故を含む。)については、故意又は重過失がない限り責任を負わないこと。
- iv. 施設滞在者が自らの体調を崩したり、インフルエンザ等の感染症に感染する場合についても、施設管理者は故意又は重過失がない限り責任を負わないこと。
- v. 施設滞在者の所持する物品は、基本的に預からないこと、やむを得ず預かる場合でも、故意又は重過失がある場合を除き、破損や紛失の場合は責任を負わないこと。
- vi. 余震、延焼、電力途絶等の影響で建物の安全性や周辺状況に変化が生じた場合、施設管理者の判断により、急きょ閉鎖する可能性があること。
- vii. 施設を閉鎖する場合等において、施設管理者又は行政から全員又は一部の施設滞行者へ移動の指示があった場合には、その指示に従うこと。
- viii. 負傷者の治療はできないことや、備蓄品に限りがあり食料等の配布ができない場合があること等、施設において対応できない事項があることを理解していること。

等

4. 停電時のための事前の協定の締結

大規模地震の発生により広域的な停電となることも想定されるが、このような中で一時滞在施設を運営していくことも考慮しておく必要がある。

消防法では、誘導灯など、消防用設備等の設置及び維持について規定されており(消防法第17条)、施設管理者はこの規定に従う必要がある。ただし、大規模地震が発生した非常時において、地方公共団体が設置した一時滞在施設^{※3}については、災害対策基本法により、消防法第17条の規定は適用されないこととなる(災害対策基本法第86条の2第2項)。

このため、一時滞在施設を提供する施設管理者は、広域的な停電が発生する中で一時滞在施設を運営することも考慮し、地方公共団体と一時滞在施設の提供に関する協定を締結しておくことが望ましい。

※1 善管注意義務

業務を委任された人の職業や専門家としての能力、社会的地位等から考えて通常期待さ

れるレベルの注意義務をいう。

※2 不可抗力

極めて大きな余震等が発生した場合には、施設管理者は不可抗力による免責が認められる場合もあると考えられる。

※3 地方公共団体が設置した一時滞在施設

「地方公共団体が設置」とは、地方公共団体が自ら設置する場合のほか、例えば、事前に都道府県や市町村と締結した協定に基づき、施設管理者たる民間事業者が開設する場合も含まれる。

なお、民間事業者が開設する場合は、当然ながら、地方公共団体は当該施設の占有者・所有者とはならない。

【参考条文】

民法(明治29年法律第89号)抄

第三編 債権

第二章 契約

第二節 贈与

(贈与者の担保責任)

第五百五十一条 贈与者は、贈与の目的である者又は権利の瑕疵又は不存在について、その責任を負わない。ただし、贈与者がその瑕疵又は不存在を知りながら受贈者に告げなかったときは、この限りでない。

第十節 委任

(委任)

第六百四十三条 委任は、当事者の一方が法律行為をすることを相手方に委託し、相手方がこれを承諾することによって、その効力を生ずる。

(準委任)

第六百五十六条 この節の規定は、法律行為でない事務の委託について準用する。

第三章 事務管理

(事務管理)

第六百九十七条 義務なく他人のために事務の管理を始めた者(以下この章において「管理者」という。)は、その事務の性質に従い、最も本人の利益に適合する方法によって、その事務の管理(以下「事務管理」という。)をしなければならない。

2 管理者は、本人の意思を知っているとき、又はこれを推知することができるときは、その意思に従って事務管理をしなければならない。

第五章 不法行為

(不法行為による損害賠償)

第七百九条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

(土地の工作物等の占有者及び所有者の責任)

第七百十七条 土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。

消防法(昭和23年法律第186号)抄

第四章 消防の設備等

第十七条 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、旅館、飲食店、地下街、複合用途防火対象物その他の防火対象物で政令で定めるものの関係者は、政令で定める消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設(以下「消防用設備等」という。)について消火、避難その他の消防の活動のために必要とされる性能を有するように、政令で定める技術上の基準に従つて、設置し、及び維持しなければならない。

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)抄

(指定避難所の指定)

第四十九条の七 市町村長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所(避難のための立退きを行つた居住者、滞在者その他の者(以下「居住者等」という。))を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民(以下「被災住民」という。))その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。以下同じ。)の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならない。

(避難所等に関する特例)

第八十六条の二 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該災害に係る避難所又は応急仮設住宅(以下この条において「避難所等」という。))が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該災害を政令で指定するものとする。

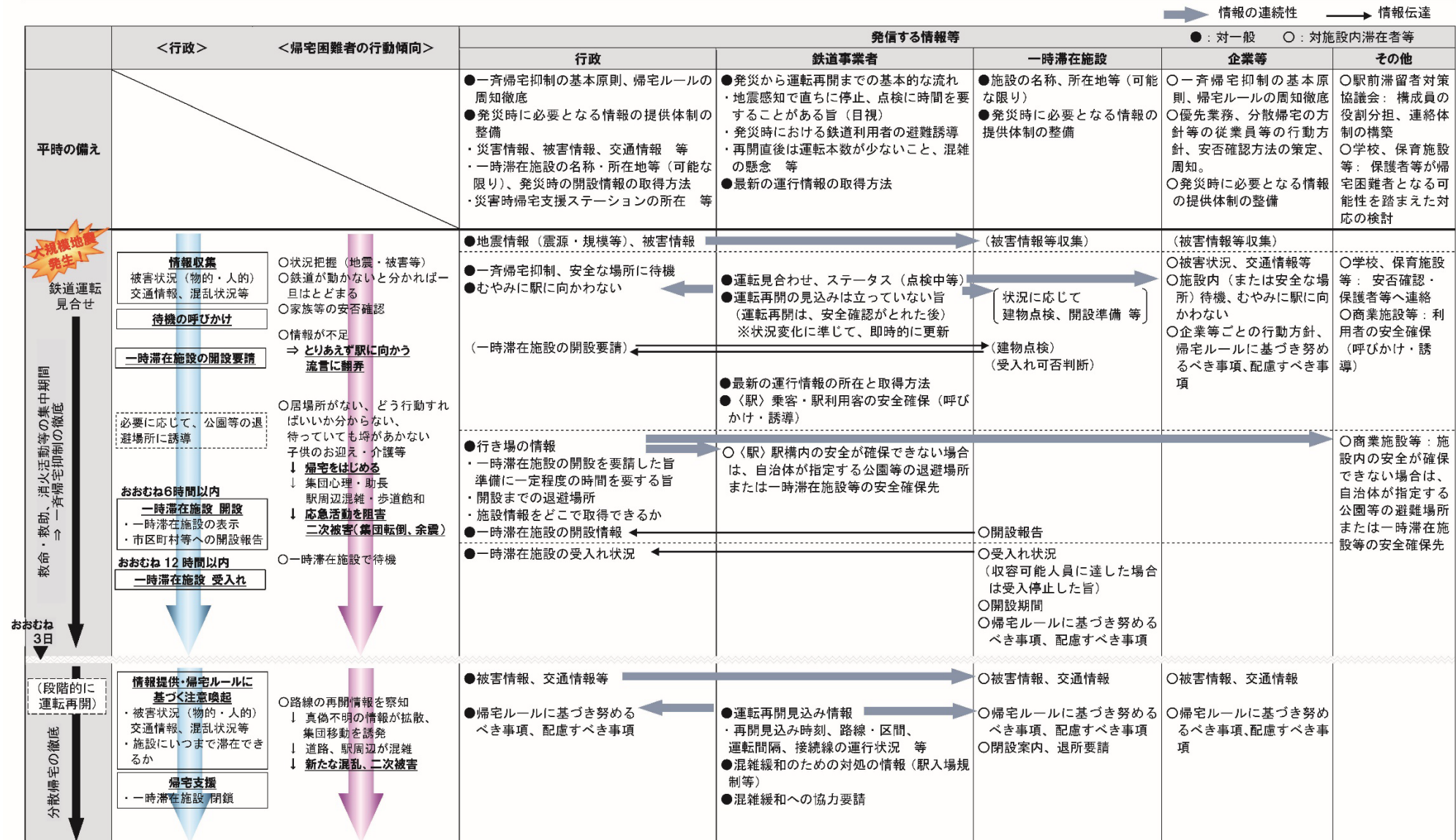
2 前項の規定による指定があつたときは、政令で定める区域及び期間において地方公共団体の長が設置する避難所等については、消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第十七条の規定は、適用しない。

【参考資料8】

大規模地震発生時における帰宅困難者等の適切な行動判断のための情報提供シナリオ

首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議

<災害想定> ・発災：平時昼 12 時（都心南部直下地震M7クラス） ・通信環境維持 <定義> ・一時滞在施設：行き場のない帰宅困難者を、安全に帰宅開始できるまでの間、原則 3 日間受け入れる施設 ※ 開設期間は目安であり、発災時の対応は施設や周辺の状況、協定の内容等により異なる	○ 帰宅困難者等の適切な行動判断に必要な情報については、それぞれの主体が自身の管理する情報の提供に努めているが、時系列で変化する帰宅困難者等の行動判断に照らして、必ずしも一連の情報として形成されていない。 ○ 各主体が、時間経過に応じて、いつ、どのタイミングで、誰が、どのような情報を出すのかの基本的なケースを共有し、帰宅困難者等の行動変化に照らして、異なる主体が発信する情報が不連続とならないようにすることが重要。 ○ 量的に充足し、適切に更新された情報の発信は、流言やデマの拡散による混乱の防止にも効果的であることに留意し、刻々と変化する状況に応じて、可能な限り正しい情報発信に努める。 ○ 情報提供にあたっては、こどもや障害のある方々、外国人等に対する情報格差の防止や、デジタル技術に精通していない帰宅困難者等の存在に配慮する。
---	--



【参考資料9】

帰宅困難者等に提供すべき情報の種類

		情報による行動		
		①むやみに移動を開始しないように促すために必要な情報	②帰宅困難者等の安全確保・危機回避のための情報	③帰宅困難者等の安全な帰宅のための情報
周知	むやみに移動を開始しないことの周知	○		
	身の回りの危険からの安全確保と被害状況に応じた避難の必要性等の注意喚起		○	
	安否確認手段やその利用方法についての情報	○		
	地域・施設ごとの帰宅ルールの周知			○
地震情報	震度情報・余震に関する情報	○	○	○
安否情報	家族や知人の安否情報	○		
被害情報	自分が住む地域の被害（市区町村単位の被害）	○		○
	自分が居る地域の被害（市区町村単位の被害）		○	
	自分の居場所周辺の被害（より身近な被害）		○	
	道路・通信・ライフラインの被害・復旧見込	○	○	○
	公共交通機関の運行状況・復旧見込	○	○	○
指示	会社・学校、施設における対応方針、指示	○		
	避難の指示		○	○
帰宅情報	一時滞在施設の開設・運営情報		○	○
	帰宅途上の道路の通行止め、沿道の被害、混雑状況		○	○
	災害時帰宅支援ステーション等の開設・運営情報		○	○
	駅周辺の混雑状況		○	○
	帰宅困難者の搬送体制		○	○

【参考資料10】

一斉帰宅抑制後の帰宅行動指針

令和6年7月26日

首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議

1 本指針の位置づけ

首都直下地震をはじめとする大規模地震の発生に伴う帰宅困難者等対策については、発災直後における救命・救助活動、消火活動、緊急輸送活動等の応急活動を迅速・円滑に行い、併せて、群集事故等の二次災害から帰宅困難者等自身の安全を確保する観点から、帰宅困難者等の発生による混乱を防止するための「むやみに移動を開始しない」とする一斉帰宅抑制の基本原則に基づき、対策に取り組んでいるところである。

他方で、発災直後の移動による混乱を防いだとしても、帰宅が可能となった段階で待機していた大量の帰宅困難者等が一斉に移動を開始すると、新たな混乱をもたらすことが懸念される。

こうした状況を踏まえ、本指針は、帰宅困難者等が帰宅を開始する段階において、社会全体で留意すべき基本的な考え方を示すものである。

帰宅困難者等個人はもとより、帰宅困難者等対策に取り組む国及び地方公共団体、官公庁を含むすべての事業者（以下、「企業等」という）、駅前滞留者対策協議会、学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校、専修学校及び各種学校）、保育施設・福祉施設等要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者）を支援する施設（以下、「保育施設等」という）、一時滞在施設その他の帰宅困難者を一時的に受け入れる施設等（以下、「一時滞在施設等」という）の管理者、鉄道事業者のほか、情報伝達に重要な役割をもつ報道機関等の関係者が本指針を共有し、連携して帰宅困難者等の時間的・空間的な分散帰宅を図ることで、帰宅困難者等の円滑な帰宅を支援する。

なお、本指針は強制力を伴うものではないが、国民一人一人が発災時における適切な行動を判断する際の、また、帰宅困難者等対策に取り組む様々な主体が対応を検討する際の参考となることを期待するものである。

2 帰宅行動指針の前提

(1)原則3日間は一斉帰宅抑制

災害発生から72時間（＝3日間）は、人命救助のために重要な時間であり、特にこの間、行政機関等は、救命・救助活動等の応急活動を中心に対応する必要があるため、こうした応急活動に支障をきたさないよう、帰宅困難者は、原則3日間は安全な場所に待機し、応急活動が落ち着くと考えられる発災後おおむね4日目以降を目途※に、順次帰宅することが想定されている。

まとまった距離を移動する帰宅困難者自身が余震や群集事故などの二次災害に遭う危険を避けるためにも、発災後の混乱が収拾する前の移動は控えるべきである。

※ 発災後の帰宅行動による混乱を回避することは、救命・救助等の応急活動のみならず、社会活動の継続に不可欠な災害時優先業務等の迅速・円滑化にも寄与するものである。

- ※ 災害の規模や被害の状況によっては、3日目までの間に行政機関等による帰宅支援ができる場合もあるため、4日目以降でないと帰宅させてはならないというものではない。反対に、4日目以降も応急活動が継続している場合もあり得る。
- ※ 小さな子どものお迎えや家族の介護等のやむを得ない事情により、帰宅困難者等が自らの判断で移動を開始することも考え得るが、帰宅困難者等は、本指針の趣旨が、自らの安全の確保と多くの人命にかかわる応急活動の迅速かつ円滑な実施にあることを十分理解した上で、自己の判断に責任をもって行動すべきである。

(2)帰宅行動指針が必要となる背景

- ・ 応急活動が継続している間は、これらの活動が阻害されてはならない。
- ・ 帰宅経路において、落下物や火災延焼、余震等の危険が考えられる。
- ・ 鉄道の運転再開等を契機に、大量の帰宅困難者等が無秩序に一斉に移動を開始した場合、群集事故をもたらす危険な雑踏の発生や、車道へのはみ出し、鉄道線路内への侵入等の危険行為が懸念される。
- ・ 鉄道が運転再開した場合であっても、再開直後は運行路線や区間が限られたり、運転本数を減らしたりするなど、平常ダイヤよりも輸送力が低下する。
- ・ 接続先の路線が運転再開していない場合、乗継ぎできない帰宅困難者等が接続駅に溢れる。
- ・ 自動車利用については、緊急通行車両を優先する交通規制が行われている可能性がある。

(3)帰宅が可能な状況

帰宅困難者等が帰宅を開始して差し支えない状況として、以下のような状況が考えられる。

- ・ 発災から 72 時間(3日間)の人命救助に重要な期間が経過した後※
- ・ 発災直後の混乱がある程度収拾し、移動しても応急活動への支障や群集事故等の二次災害をもたらさない
- ・ 通行可能な帰宅経路または鉄道が運転再開するなど移動手段が確保されている

※ 発災後 72 時間は特に人命救助に重要な期間であるが、救助活動に時間的区切りはない。

3 帰宅行動指針

(1)基本的な考え方

帰宅が可能な状況になった場合であっても、移動に伴う新たな混乱の発生防止、及び帰宅困難者等自身の安全を確保するため、待機していた帰宅困難者等は、一斉に帰宅を開始するのではなく、時間的あるいは空間的(移動範囲や移動手段等)に分散して帰宅することが基本である(=「分散帰宅の基本原則」)。

帰宅行動指針は、①分散帰宅のために努めるべき事項及び②配慮すべき事項で構成される。

なお、本指針は、近距離徒歩帰宅者の帰宅開始場面においても準用されるべきものである。

(2)帰宅行動指針

①分散帰宅のために努めるべき事項

- ・ 帰宅困難者等は、帰宅が可能な状況になった場合であっても、直ちに帰宅を開始するのではなく、帰宅手段や混雑状況等を確認し、帰宅の時機を見極めてから帰宅を開始する。
- ・ 鉄道が運転再開した場合であっても、再開直後は輸送力の低下が想定されるため、徒歩帰宅が可能な距離の帰宅困難者等は、可能な限り徒歩で帰宅する。また、企業等や一

時滞在施設の管理者等は、徒歩帰宅が可能な距離の帰宅困難者等は徒歩で帰宅するよう促す。

徒歩で帰宅する帰宅困難者等は、性急に帰宅を開始せず、帰宅経路の選定や所要時間、所持品、トイレが使用できる中継点等を確認し、帰宅開始の時期を見極める。

- ・ 鉄道を利用して帰宅する帰宅困難者等は、目的の駅までの全区間が運転再開したことが確認できてから移動を開始する。
- ・ すでに混雑の発生が確認されている、あるいは、今後混雑が予想される場所には近づかず、混雑が緩和されるまでは待機場所での待機を継続する。
- ・ 小さな子どものお迎えや家族の介護等やむを得ない事情により早期に帰宅する判断をした帰宅困難者等は、対応者を家庭内で1名にする等により、移動者数の増加抑制に努める。

②配慮すべき事項

(ア)徒歩移動の場面

- ・ 帰宅経路上に大きな被害がある等により、迂回を強いられたり、予想以上に時間を要したりする場合があることを想定すべきである。余震による二次被害も考慮し、沿道に落下や倒壊の恐れのある構造物や軟弱な法面のある区域、火災の危険のある密集市街地など危険度の高い区域への立入りを避けるとともに、特に、橋梁部は、ボトルネックとなって群集事故を引き起こす危険があることに留意すべきである。
- ・ 移動中に天候や気温が変化したり日没を迎えたりする等により、危険が伴う場合があることに留意して帰宅開始時機を判断すべきである。
- ・ なるべく大きな道路沿いを歩行し、無理をせずに災害時帰宅支援ステーションを活用する。
- ・ 車の利用について、発災後は緊急車両の通行が優先されるため、タクシーの利用は期待せず、家族等に車で送迎を依頼することも控えるべきである。

(イ)鉄道の運転が再開した場合

- ・ 運転再開の情報に伴い、大量の帰宅困難者等が駅に殺到した場合、駅周辺が長時間に渡って混雑し、転倒や転落事故を引き起こす危険な状態が生じる可能性があることに注意すべきである。
- ・ 段階的に運転再開し始めた場面では、乗継ぎ路線の運転が再開前に帰宅を開始した場合、移動できない大量の利用客が接続駅ホーム等に滞留し、転落の可能性など危険な混雑が生じることとなる。また、こうした中継地点で移動が困難となっても、必ずしも帰宅困難者等を想定した待機場所が確保されているとは限らないことも認識すべきである。
- ・ 帰宅困難者等は、運転再開情報のみならず、駅の混雑状況や入場規制の情報、目的地までの運行状況などを把握し、円滑に移動できるようになってから帰宅を開始すべきである。
- ・ 駅や電車の混雑が集中する状況が続くと、特に徒歩帰宅が難しい要配慮者（高齢者、障がい者、妊産婦等）は、鉄道を利用できずいつまでも帰宅できない状況となるため、徒歩帰宅が困難な要配慮者が、安全に鉄道が利用できるよう、利用者同士が譲り合うなど配慮すべきである。

4 本指針を踏まえた対応

(1)帰宅困難者等になる可能性のあるすべての人

○平時からの備え

- ・ まずは、大規模地震が発生した場合に想定される被害や影響について関心を持ち、行政機関等は救命・救助等の応急活動に集中する必要があること、したがって自助・共助による備えが重要であることの理解に努める。

また、ライフラインや鉄道等公共交通機関の運転停止から復旧までの手続に関し、安全確保のためのプロセスを経る必要があること等への理解に努める。

- ・ 外出時に大規模地震に遭遇した場合は、自らの安全の確保と応急活動の円滑かつ迅速な実施を阻害しないため、「むやみに移動を開始しない」という一斉帰宅抑制の基本原則や、職場等の安全な待機場所がない帰宅困難者を一時的に受け入れる「一時滞在施設」について認知しておく。

なお、「一時滞在施設」は施設管理者等の協力により提供されるものであり、滞在する帰宅困難者が、年齢、性別、国籍、健康状態等が多様であることを理解しておくことが望ましい。

- ・ 外出時に大規模地震に遭遇した場合、自らが帰宅困難者となる可能性を踏まえ、家族や関係者との間で、帰宅しないという選択や安否確認の方法、お迎えや介護が必要な家族がいる場合の対応方法、自宅が被害を受けた場合の避難先や合流場所等について話し合い、取決めをしておく。
- ・ 勤務先等には、一時滞在を想定した備え(水、食料、着替え、携帯トイレ、生理用品、携帯電話用充電器等)や、徒歩帰宅を想定した備え(歩きやすい靴、日常行動範囲の地図、救急用具等)を常備しておく。
- ・ 地方公共団体等からの防災情報提供サービスや一時滞在施設の探し方等を確認し、利用登録など利用可能な状況にしておく。
- ・ 勤務先等からの徒歩帰宅経路は複数経路を検討し、沿道の状況や帰宅段階において徒歩帰宅者を支援する災害時帰宅支援ステーション(以下、「災害時帰宅支援ステーション」という)の場所について、実際に歩いて確認しておく。帰宅経路の選定にあたっては、余震による二次被害も考慮し、沿道に落下や倒壊の恐れのある構造物や軟弱な法面のある区域、火災の危険のある密集市街地など危険度の高い区域を避けるとともに、橋梁部は、ボトルネックとなって群集事故を引き起こす危険があることを認識しておくべきである。

○発災時の対応

- ・ 勤務先等に待機している場合は、施設ごとの行動ルールや指示に従って行動する。
- ・ 集客施設や駅施設等で安全を確保した場合や、一時滞在施設等に待機している場合は、集団生活のマナーを守り、施設ごとのルールや管理者の指示に従って行動する。また、被害状況や混乱の収拾状況に応じ、移動や閉設に伴う退去の要請があった場合は、速やかに応じる。

(2)国・地方公共団体及び駅前滞留者対策協議会

○平時からの備え

- ・ 国は、関係機関等と連携し、国民一人一人に対し、発災時における一斉帰宅抑制の基本原則とともに、本指針の趣旨について周知・普及に努める。
- ・ 地方公共団体は、地域の住民及び滞在者に対し、発災時における一斉帰宅抑制の基本原則や一時滞在施設の確保等の取組とともに、本指針について必要に応じて地域特性等の考慮を加えて周知・普及に努める。
- ・ 国及び地方公共団体は、関係機関等と連携し、発災時における帰宅困難者等の適切な行動判断に必要な災害情報や被害状況、交通情報のほか、一時滞在施設の開設状況や災害時帰宅支援ステーションの所在等に関する情報、及びこれらの情報の取得方法に関する情報の提供体制を整備する。
- ・ 市区町村は、駅前滞留者対策協議会における地域の実情に応じた連絡体制の構築や構成員の役割分担等に関する協議・決定を推進し、訓練により定期的に確認を行う。
- ・ 市区町村の防災部局と、学校や保育施設等の所管部局は連携し、各施設の実情等を踏まえつつ、施設利用者の保護者等が帰宅困難者となる可能性を踏まえた、各施設における対応の検討を推進する。

また、国、都県の関係部局は連携し、市区町村における取組を支援する。

○発災時の対応

- ・ 国及び地方公共団体は、発災後すみやかに、帰宅困難者等の適切な行動判断に必要な災害情報や被害状況、交通情報等の収集・提供を行うとともに、対応状況を踏まえ、一時滞在施設の開設状況や災害時帰宅支援ステーションの所在等に関する情報提供を行う。
- ・ 国及び都県は、発災直後における一斉帰宅抑制の基本原則及び本指針に基づく適切な行動について、継続的に広く呼びかけを行う。
- ・ 市区町村は、一時滞在施設の開設要請と併せ、当該一時滞在施設の管理者に対し、当該施設で受け入れる帰宅困難者等への本指針を含む「地域の行動ルール」の周知を要請する。
- ・ 駅前滞留者対策協議会等は、「地域の行動ルール」に基づき、帰宅困難者等の適切な帰宅判断に必要な担当地域の被害状況や交通情報等を収集し、提供する。

(3)企業等、一時滞在施設等の管理者

○平時からの備え

- ・ 企業等は、従業員等に対し、発災直後の一斉帰宅抑制の基本原則と本指針の必要性についてあらかじめ十分に啓発する。

また、様々な被災様相をイメージしつつ、本指針を踏まえ、発災時における優先業務や分散帰宅の方針、出勤時間帯の発災や帰宅した翌日以降も公共交通機関の輸送力が回復しない場合を考慮した通勤自粛等の施設ごとの行動ルールを策定し、併せて、災害時における社会活動への影響を最小限に抑えるためのテレワーク等の推進方針等を策定してBCP等へ位置づけ、事前の環境整備に努める。

その際、人命にかかわる災害時の応急活動を阻害しない範囲で、子育てや介護など従業員等の個別のやむをえない事情に配慮することが考えられるが、その場合は、従業員等に対し、自己の責任において行動すべき旨の意識啓発を併せて行う。

また、従業員等が安全に帰宅できたかどうかについて、事後的に報告するツール(メール、SNS、グループウェア等)を用意し、訓練により動作を確認することが望ましい。

- ・ 企業等及び一時滞在施設等の管理者は、災害時において施設内滞在者の適切な行動判断に必要な災害情報や被害状況、交通情報のほか、災害時帰宅支援ステーションの所在情報について、施設内滞在者が取得できるよう備える。

併せて、本指針に基づく分散帰宅の必要性や、必要に応じて地域特性等を考慮した分散帰宅への配慮事項等について周知できるよう備える。

- ・ 一時滞在施設の管理者は、当該施設で受け入れることとなる帰宅困難者が、年齢、性別、国籍、健康状態等において多様であることを想定し、発災時の情報提供方法への配慮や支援が必要となった場合の連携等に備える。

○発災時の対応

- ・ 企業等及び一時滞在施設等の管理者は、発災後すみやかに、従業員等の待機要請や施設の開設に備え、災害情報や被害状況、交通情報等を収集する。
- ・ 企業等においては、平常時に策定した行動ルール等に基づき、従業員等に対し、適切な行動を促す。
- ・ 企業等及び一時滞在施設等の管理者は、災害情報や被害状況、交通情報、災害時帰宅支援ステーションの所在等施設内滞在者の適切な行動判断に必要な情報、またはこれらの情報の取得方法について、施設内滞在者に情報提供する。

その際、本指針に基づく分散帰宅の必要性や配慮事項等を併せて周知する。

また、一時滞在施設等の管理者においては、被害の状況や発災後の応急活動の収拾状況等を踏まえつつ、当該施設に滞在できる期間についても周知を図る。

(4)学校、保育施設等の管理者

○平時からの備え

- ・ 学校、保育施設等においては、市区町村の所管部局及び防災部局と連携し、施設利用者の保護者等が帰宅困難者となる可能性を踏まえ、施設利用者と保護者等の安否確認の方法や連絡手段、保護者等への引渡し方法等について検討を進める。

なお、保護者等への引渡しの時期や方法について検討する際には、施設の立地条件、規模及び安全性、施設職員の確保状況等に加え、保護者の移動距離、保護者以外への引渡しの可能性等も勘案し、施設利用者の安全確保はもとより、保護者等の安全確保にも配慮すべきである。

検討した結果については、保護者等に周知する。

○発災時の対応

- ・ 学校、保育施設等の管理者は、施設利用者の安全確保に努めるとともに、安否情報や対応状況について保護者等に伝達するなど、保護者等の不安の軽減等に努める。

(5)鉄道事業者

○平時からの備え

- ・ 鉄道事業者においては、大規模地震の発生に伴う運転見合わせ時及び運転再開時において、大量の帰宅困難者等がとりあえず駅に向かうことを防ぐため、発災後の施設点検には相当程度の時間を要する場合があることや、運転再開時は輸送力が低下すること等

を含め、大規模地震発生時における鉄道の施設点検から運転再開までの流れについて広く周知する。

- ・ 鉄道事業者においては、帰宅困難者等の適切な行動判断に不可欠な運行情報等の提供体制を整備するとともに、情報の所在や取得方法について広く周知する。
- ・ 特に、混雑が発生しやすい主要駅においては、発災時の混乱防止について駅前滞留者対策協議会が中心的な役割を担うことが期待されることから、協議会の構成員である鉄道事業者は市区町村等と連携し、地域の実情に応じた連絡体制や役割分担等に関する協議・決定に努め、訓練により定期的な確認を行う。
- ・ 相互直通運転の接続駅等においては、当該接続駅周辺に滞在する帰宅困難者等のみならず、各路線の運転再開状況等により、大量の乗継ぎ客がホームに溢れる可能性があることを踏まえ、待機場所の確保や誘導等の安全対策に備える。
- ・ 各駅施設においては、鉄道の運転再開に伴い駅周辺に危険な混雑が発生する可能性を踏まえ、鉄道利用者の動線確保や誘導の方針を定め、訓練により定期的な確認を行う。

○発災時の対応

- ・ 鉄道事業者は、鉄道の運転再開に伴い、運転再開区間、運転間隔、接続路線の運行状況等について可能な限り即時的に更新した情報提供を行うとともに、混雑防止のための分散帰宅の協力を呼びかける。
- ・ 各駅施設においては、混雑状況に応じ、駅の入場規制や一方向での動線確保など、混雑に伴う事故防止対策を実施する。

5 その他

本指針については、対策の進捗や社会状況の変化等に応じて所要の見直しを行う。

以上

分散型データベース：分散の目安

○ 平日12時発災、都心部※¹に滞在する外出者約426万人※²が待機、発災後X日目の始発から鉄道運転再開。待機者の移動開始を1時間以内・集中と12時間・分散の場合で駅滞留状況をシミュレート。

- ✓ 徒歩帰宅が可能な距離であれば徒歩で帰宅
- ✓ 鉄道利用者は、出発時間を半日(12時間)に分散

で、駅までの動線での停滞やな駅滞留者を回避できることが期待される。

※1 JR山手線内側及び主要7駅(上野、秋葉原、東京、品川、渋谷、新宿、池袋)からおおむね2km圏

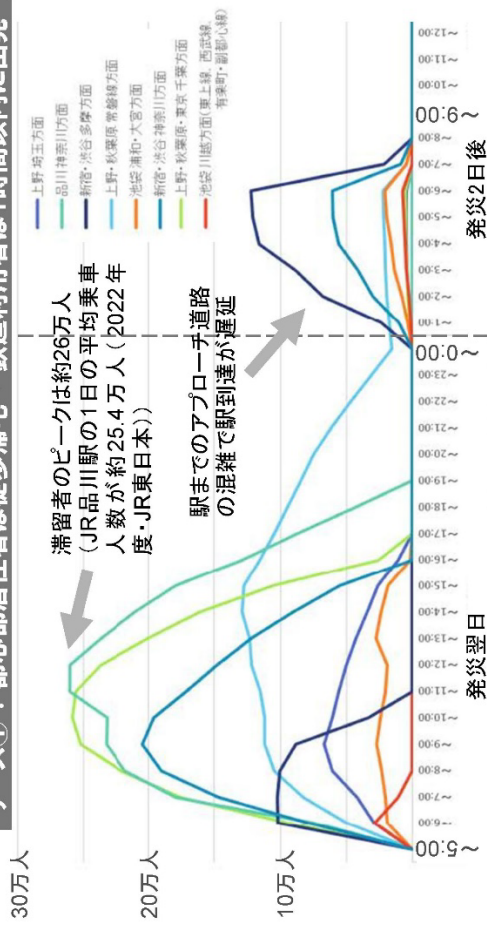
※2 第6回東京都圏パーセントリッパ調査(H30)

＜その他の前提条件＞

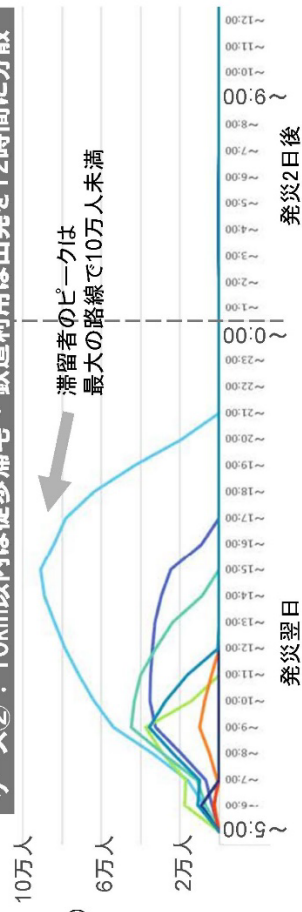
- ・ 平日12時に発災、すべての帰宅困難者等が待機する想定。
- ・ 鉄道は翌日始発より段階的に運転再開。輸送力は、東日本大震災発生時の首都圏における運転再開状況を参考に設定。
- ・ 都心部に居住する者は徒歩で帰宅。都心部以外に居住する者は、主要7駅まで徒歩で移動し、主要7駅から鉄道を利用することとする。

＜鉄道に乗り切れず駅に滞留してしまふ人数＞（平日12時発災）

ケース①：都心部居住者は徒歩帰宅・鉄道利用者は1時間以内に出発



ケース②：10km以内は徒歩帰宅・鉄道利用は出発を12時間に分散



＜対象路線＞

- ・上野駅→埼玉方面：東北本線、高崎線、京浜東北線（北向き）、東武伊勢崎線
 ・秋葉原駅→野駅→常磐線方面：常磐線、つくばエクスプレス、東武伊勢崎線
 ・東京駅→秋葉原駅→上野駅→千代田方面：総武線、京葉線、東京メトロ東西線、京成線
 ・品川駅→神奈川方面：東海道線、横濱智恵線、京浜東北線（南向き）、京浜急行線
 ・新大塚駅→渋谷駅→池袋方面：東武東横線、東急田園都市線、小田急線
 ・渋谷駅→新宿駅→多摩方面：中央線、京王線、京王井の頭線、西武池袋線
 ・池袋駅→埼玉方面：東京メトロ有楽町線・副都心線、東武東上線、西武池袋線